

第3次国東市男女共同参画計画



国 東 市

はじめに

男女共同参画社会の実現を目指して



全国的に急速な少子高齢化に伴う人口減少社会が進行していく中、私たちを取り巻く社会環境は日々大きく変化しています。このような状況の中、国は男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の促進に関する施策を推進していくことが重要であるとしています。

国東市では、平成18年3月の4町合併と同時に「国東市男女共同参画推進条例」を制定しました。翌年には「国東市男女共同参画計画」を策定し、「**お互いの人権を尊重し ともに築き支え合う 心豊かな国東市** ～男女共同参画社会の実現～」を総合目標に諸施策を推進してきました。この度、令和3年度が計画の最終年度であることから、これまでの取組を見直し、国際社会の共通目標であるSDGsの理念を取り入れた「第3次国東市男女共同参画計画」を改訂しました。これまでの総合目標のもと、「男女共同参画社会を目指す意識づくり」、「安心して暮らせる社会づくり」、「誰もが活躍できる環境整備」を3つの基本目標として諸施策に取り組むとともに、11の数値指標を設定して、計画の推進を図ることとします。

本計画を実行性のあるものとするために、各種関係機関、団体、事業者の皆様と共に課題を認識し、連携・協力を図りながら取り組んでまいります。また、男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりに男女共同参画に関心を持っていただくことが重要です。市民の皆様の温かいご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました国東市男女共同参画審議会の皆様をはじめ、意識調査を通して貴重なご意見をいただきました市民・事業所の皆様、その他のご意見・ご協力をいただきました方々に心から感謝申し上げます。

令和4年5月

国東市長 三河 明史

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯	1
2 基本的な考え方	1
3 数値目標	3
4 令和3年度男女共同参画社会づくりのための意識調査について	4

第2章 第3次男女共同参画計画の概要

1 基本理念	5
2 総合目標	5
3 基本目標	6
4 計画の期間	6
5 計画の体系	7

第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり	8
重点目標 1 男女共同参画に向けた意識改革	8
重点目標 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	11
基本目標Ⅱ 安心して暮らせる社会づくり	13
重点目標 1 生涯を通じた健康支援	13
重点目標 2 あらゆる暴力の根絶	15
重点目標 3 様々な困難を抱える方への支援	18
重点目標 4 とともに支え合う防災体制づくりの推進	20
基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境整備	21
重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	21
重点目標 2 仕事と生活の調和	23
重点目標 3 男性の育児・家事等への参画の推進	26
重点目標 4 雇用等の分野における男女共同参画の実現	27
重点目標 5 農林水産業・商工観光等の自営業における男女共同参画の促進	30
重点目標 6 起業・創業に対する支援の推進	32

第4章 計画の推進に向けて

資料

1 国東市男女共同参画推進条例	34
2 大分県男女共同参画推進条例	38
3 男女共同参画社会基本法	42
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	47
5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	58
6 国東市男女共同参画審議会委員	68

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯

国は、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会※1の推進を図っていくことが重要であると明示しました。

国東市においては、性別にかかわらず、お互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会を目指し、国東市の誕生とともに、国東市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）が定められました。平成 19 年には国東市男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会づくりの取組を行ってきました。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった言葉で代表される固定的な性別役割分担意識は、依然として社会に根強く残っています。男女が社会の対等な構成員として、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる豊かで活力ある社会を構築するために、今後も取組を進めなければなりません。

今回、平成 29 年（2017 年）3 月に策定した「第 2 次国東市男女共同参画計画」の計画期間が令和 3 年度末で終了することに伴い、第 3 次国東市男女共同参画計画の策定に向けて、令和 3 年 7 月に市民・事業所を対象に意識調査を実施しました。また、関係各課に対しヒアリングを実施し、これまでの取組の成果と新しい課題を踏まえ、その結果を反映した新たな計画を国東市男女共同参画審議会に対して、市長から諮問しました。

同審議会では、本市の男女共同参画社会の形成に係る現状についての分析や課題の検討を行い、国際社会の共通目標である SDGs の理念を取り入れた素案について審議しました。

その後、本計画素案に対する市民の意見公募（パブリック・コメント）を行い、審議会から市長へ答申していただき、「第 3 次国東市男女共同参画計画」を策定しました。

2 基本的な考え方

(1) 目的

この計画は、平成 19 年に作られた国東市男女共同参画計画を引き継ぎ、条例第 3 条にある 5 つの基本理念を基にして性別に関わりなく、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目的とします。

男女共同参画社会※1

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

(2) 計画の位置付け

この計画は、条例第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を計画的に実施するための基本的な計画です。

同時にこの計画は、男女共同参画社会基本法※2（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、「基本目標Ⅱ 重点目標2 あらゆる暴力の根絶」については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※3（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく本市における基本計画と位置づけます。また、「基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境整備」については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※4（平成27年法律第64号）第6条第2項に基づく本市における推進計画と位置づけます。

男女共同参画社会基本法※2

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、公布・施行されました。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※3

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としており、平成25年には適用対象範囲の拡大等を中心とした改正法が施行されました。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※4

男女共同参画社会基本法の基本理念に則り、女性の職業生活における活躍の推進について基本原則を定め、関係者の責務を明らかにし、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として施行されました。

この第3次国東市男女共同参画計画は、SDGsの理念を共有するものです。

SDGsとは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを理念としています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 数値目標

本市における男女共同参画社会実現に向けた取組をより積極的に進めるため、数値目標を設定します。なお、目標値については、市民意識調査の結果や現在の社会状況、今後の見通しなどを考慮し、設定しています。

今後も市民・事業所意識調査などの実施により、数値目標の達成度を確認しながら、本市における男女共同参画社会実現を目指して、施策に取り組んでいきます。

【男女共同参画の数値目標】

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり

重点目標	項目	過去値 (平成28年度)	現状値 (令和3年度末)	目標値 (令和8年度)	担当課
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合 (市民意識調査：無回答は除く)	66.7%	66.0%	75.0%	政策企画課
2	男女共同参画に係る研修会や講演会等の参加者数(延べ人数)	300人/年	0人/年 (新型コロナウイルスにより講演会中止)	400人/年	政策企画課

基本目標Ⅱ 安心して暮らせる社会づくり

重点目標	項目	過去値 (平成28年度)	現状値 (令和2年度末)	目標値 (令和8年度)	担当課
1	子宮頸がん検診受診率	27.4%	23.0%	50.0%	医療保健課
1	乳がん検診受診率	25.0%	23.1%	50.0%	医療保健課
2	DV被害を受けた人のうち相談した人の割合 (市民意識調査：無回答を除く)	20.3%	21.3% (令和3年7月調査)	30.0%	福祉課 政策企画課

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境整備

重点目標	項目	過去値 (平成28年度)	現状値 (令和3年度末)	目標値 (令和8年度)	担当課
1	女性委員の市の審議会等への登用(地方自治法202条の3)	42.5%	43.9%	60.0%	政策企画課
2	市役所男性職員の育休取得者割合(5か年累計)	2.2% 45人中1人取得	3.0% 67人中2人取得	5.0%	総務課
2	市内事業所男性職員の育休取得割合(5か年累計)	1.4% 360人中5人取得	1.4% 437人中6人取得	5.0%	政策企画課
5	新規就農者数(うち女性)	5人 (うち女性1人)	54人 (うち女性16人) (5か年累計)	50人 (うち女性20人) (5か年累計)	農政課
6	起業家向けのセミナー等の開催回数	13回	30回 (5か年累計)	25回 (5か年累計)	活力創生課
6	起業件数	9件	34件 (5か年累計)	25件 (5か年累計)	活力創生課

4 令和3年度男女共同参画社会づくりのための意識調査について

国東市では、社会経済情勢の変化や個人の生き方が多様化している中、男女共同参画について市民や事業所の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画行政の一層の推進をはかるための基礎資料として、令和3年度に市民意識調査・事業所意識調査を実施しました。

調査概要

市民意識調査

調査対象：市内に居住する20歳以上の男女800人

調査期間：令和3年7月～令和3年8月

回収状況：回収数291人（回収率36.4%）

女性158人、男性133人

調査方法：郵送による配布・回収

調査内容：1. 自身のことについて

2. 男女の意識について

3. 仕事について

4. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

5. 地域活動について

6. 教育について

7. 女性の人権について

8. ドメスティック・バイオレンス（DV：夫婦・恋人間等の暴力）について

9. セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）等について

10. メディアでの表現について

11. 性的マイノリティについて

12. 災害について

13. 女性の参画や施策への要望について

事業所意識調査

調査対象：市内事業所のうち従業員20名以上の事業所104社

調査期間：令和3年7月～令和3年8月

回収状況：回収数52社（回収率50.0%）

調査方法：郵送による配布・回収

調査内容：1. 会社の概要について

2. 女性活躍推進について

3. 仕事と育児・介護との両立支援制度について

4. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

5. ハラスメント防止について

第2章 第3次男女共同参画計画の概要

1 基本理念

平成18年3月に施行した国東市男女共同参画推進条例に定められている下記の5つの基本理念を実現させるために本計画を策定します。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、など男女の人権が尊重されなければなりません。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼし、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあります。そのため、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければなりません。

(3) 政策、方針の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければなりません。

(4) 家庭生活における活動とその他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、それ以外の活動ができるようにしなければなりません。

(5) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が相互の身体の特徴について理解しあうことにより、性と生殖に関する健康と権利をお互いに認め合えるようにしなければなりません。

2 総合目標

男女がお互いの人権を尊重し、性別にとらわれることなく、個性や能力を十分に発揮し、お互いがともに支え合いながら、心豊かに暮らせる国東市を市民みんなの力で築くことを目指して総合目標を定めます。

「お互いの人権を尊重し ともに築き支え合う 心豊かな国東市」

～男女共同参画社会の実現～

3 基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を目指す意識づくり

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、法律や制度が整備され、男女の人権が尊重されてきていますが、依然として「男は仕事、女は家庭」という考え方などの固定的性別役割分担意識※5が根強く残っていると考えられます。

誰もが対等なパートナーとして、職場、家庭、地域など社会のあらゆる場面で個性や能力を十分発揮できる社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する知識を深め、定着させる取組が必要です。

基本目標Ⅱ 安心して暮らせる社会づくり

性別に関わりなくお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会を実現するためには、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など社会情勢の急速な変化に対応して、ともに安心して暮らせる社会を築くことが必要です。

心豊かに暮らしていくためには、生涯を通じた健康づくりの推進や健康上の問題についての配慮が必要です。

また、配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、被害者の人生に大きな影響を及ぼします。暴力を許さない社会づくりに向けて取り組む必要があります。

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境整備

男女共同参画社会は、誰もが社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されなければなりません。そのためには政策・方針決定過程への女性の参画促進や仕事と生活の調和が図られるよう家庭・地域・職場等の環境整備が必要です。

社会の対等な構成員として人権が尊重され、ともに助け合っ心豊かに生活できる環境を整え、社会全体で誰もが安心して暮らせることができるように、きめ細かいサービスや支援をする環境づくりが必要です。




4 計画の期間

この計画は令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

固定的性別役割分担意識※5

性別を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

5 計画の体系

総合目標	基本目標	重点目標	施策の方向		
<p>お互いの人権を尊重し、ともに築き支え合う <small>（男女共同参画社会の実現）</small> 心豊かな国東市</p>	<p>I 男女共同参画 社会を目指す 意識づくり</p> 	1 男女共同参画社会に向けた意識改革	① だれもがわかりやすい広報・啓発の推進 ② 人権の尊重と家庭・職場・地域における社会制度・慣行の見直し ③ 男女共同参画にかかる調査の実施・情報収集・提供		
		2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	① 男女平等を推進する教育・学習の充実 ② 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実		
		<p>II 安心して暮らせる社会づくり</p> 	1 生涯を通じた健康支援	① 生涯を通じた健康増進 ② 妊娠・出産等に関する支援 ③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進	
			2 あらゆる暴力の根絶	① 暴力を許さない社会づくり ② 配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護 ③ ハラスメントの防止対策 ④ 子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進 ⑤ 児童・生徒に対する性犯罪・ストーカー行為・売買春への対策の推進 ⑥ メディアにおける性・暴力表現に対する啓発	
			3 様々な困難を抱える方への支援	① 高齢者・障がい者への支援 ② ひとり親家庭への支援 ③ 性的少数者への支援	
			4 ともに支え合う防災体制づくりの推進	① ともに支え合う防災体制づくりの推進	
	<p>III 誰もが活躍できる環境整備</p> 		1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	① 審議会・組織団体などへの女性の参画促進 ② 職場における役職・管理職への女性の登用促進 ③ 女性の人材育成と活用	
			2 仕事と生活の調和	① 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発の推進 ② 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	
			3 男性の育児・家事等への参画の推進	① 男性の子育て等への参画推進 ② 男性の子育て等への参画を可能とする環境づくり	
			4 雇用等の分野における男女共同参画の実現	① 雇用の分野における均等な機会と待遇の確保 ② 非正規雇用における雇用環境の整備 ③ ポジティブ・アクションの推進 ④ 女性の再チャレンジ・スキルアップのための支援 ⑤ 多様な生き方・多様な能力の発揮を可能にするための支援	
			5 農林水産業・商工観光業等の自営業における男女共同参画の促進	① 意識改革と女性の社会参画拡大 ② 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備 ③ 農山漁村の活性化	
			6 起業・創業に対する支援の推進	① 起業・創業への支援と起業後の成長支援	
	推進体制の整備と充実			① 庁内推進体制の充実 ② 国東市男女共同参画審議会との連携 ③ 市民・各種団体・企業などとの連携・協働 ④ 国・県・関係機関などとの連携・協働 ⑤ 市民活動の充実 ⑥ SDGs の理念共有	

第3章 施策の展開

基本目標 I 男女共同参画社会を目指す意識づくり

重点目標 1 男女共同参画社会に向けた意識改革

現状と課題



社会では、「女だから」「男だから」ということで、さまざまな場面でその人の能力や個性が十分に発揮できない状況があり、この根底には、「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識があります。この固定的性別役割分担意識は徐々に解消が進んでいますが、職場・家庭・地域の中に未だに根強く残っていると考えられます。

本市の意識調査の結果では「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」と回答した人の割合が66.0%と、平成23年調査結果の43.6%を大きく上回る結果となりました。

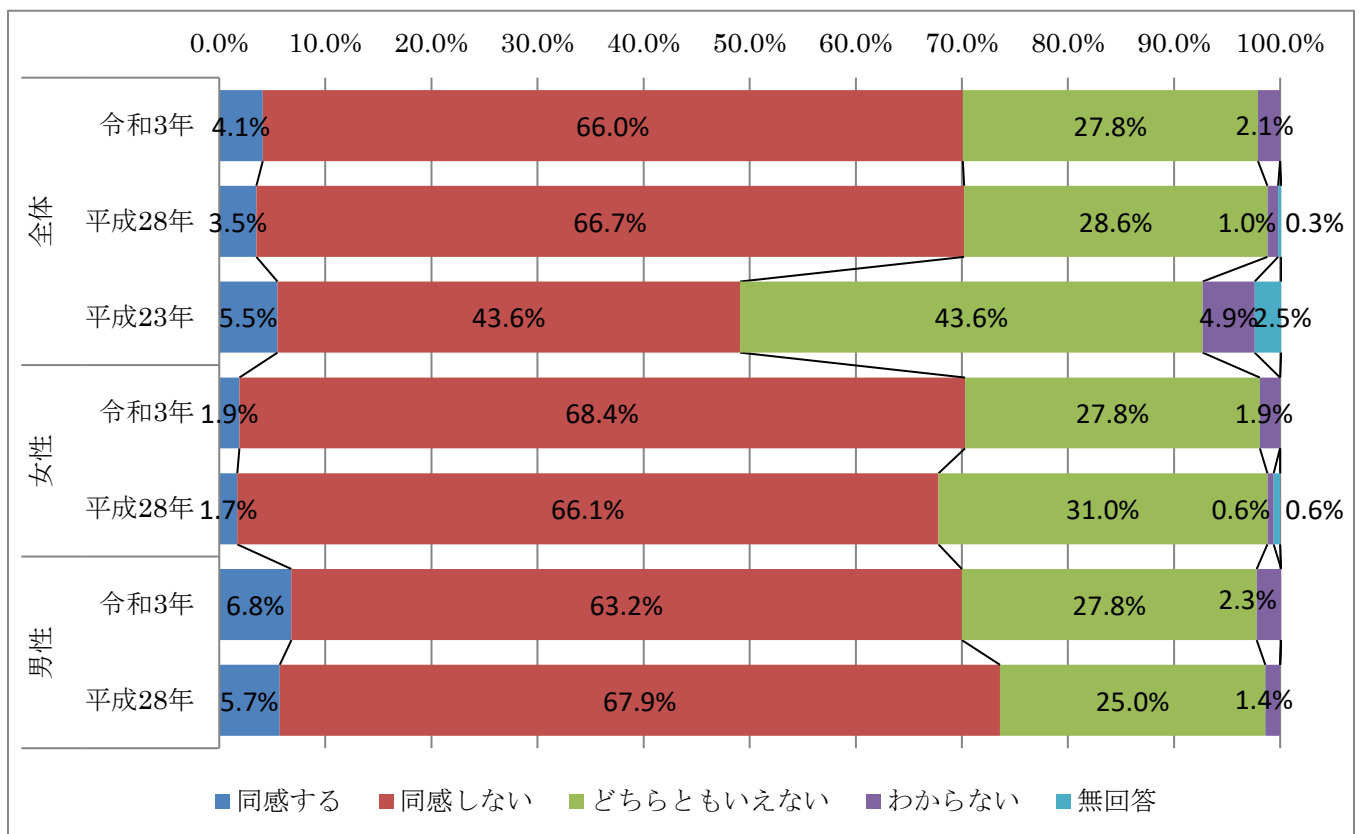
しかし、市民意識調査では「子どもの教育の場」以外については、「男女の地位が平等」であると感じる人の割合は低く、社会のあらゆる分野で固定的性別役割分担意識が残っていることが分かります。

このようなことから、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるため、だれもがわかりやすい広報や啓発活動を推進し、男女共同参画を親しみやすく分かりやすいものとすることが重要です。

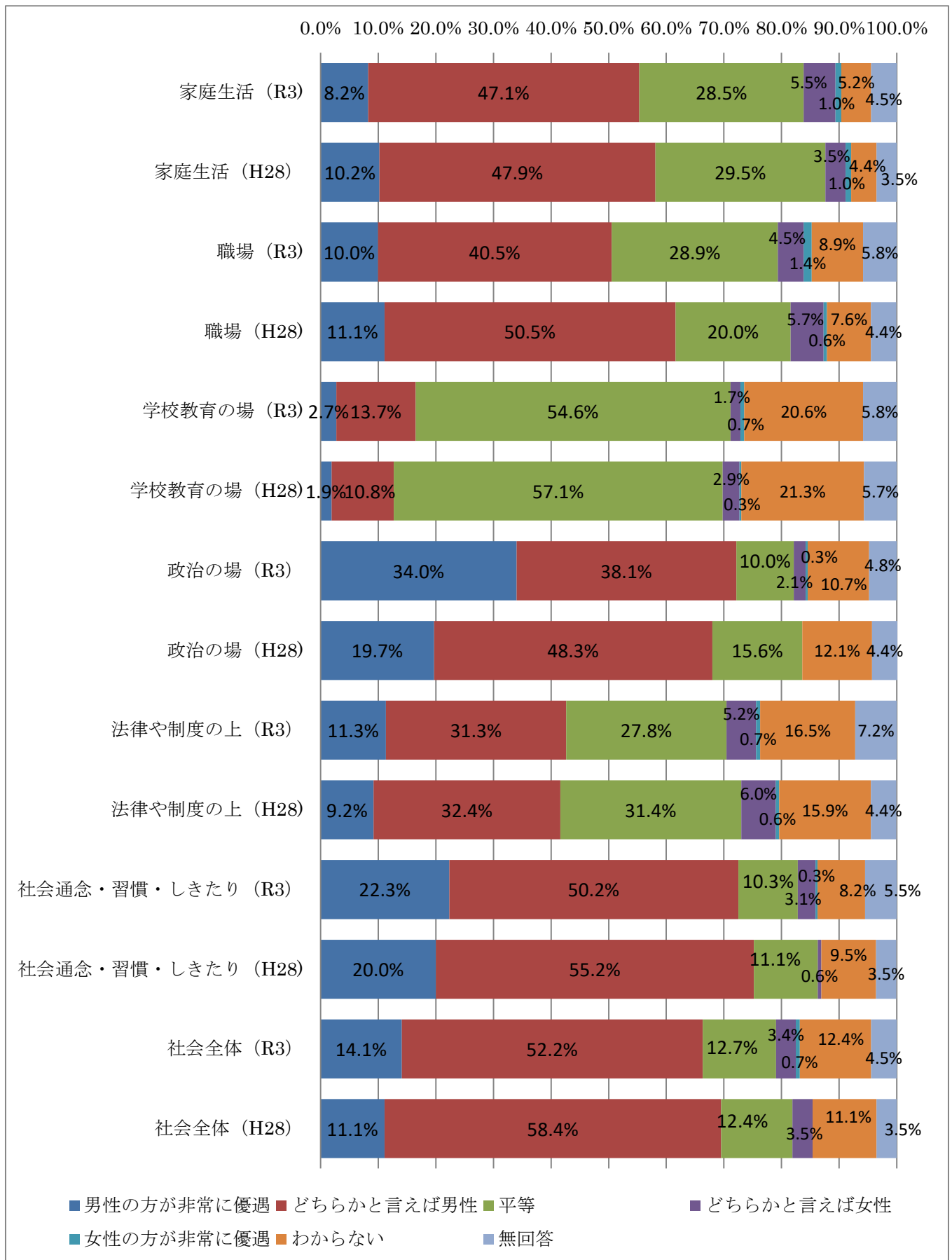
社会における活動やライフスタイルが多様化する中で、誰もが柔軟な選択ができるように、様々な社会制度や慣行を男女共同参画の視点に立って見直すことも必要です。お互いの人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にとらわれず、社会のあらゆる分野で個性や能力を発揮することができる社会づくりが求められています。

男女共同参画社会を形成するためには、意識調査の実施や統計等の情報収集・提供を行い、様々な属性の人が置かれている現状を把握することも重要です。

○「男は仕事、女は家庭」という考え方について（市民意識調査）



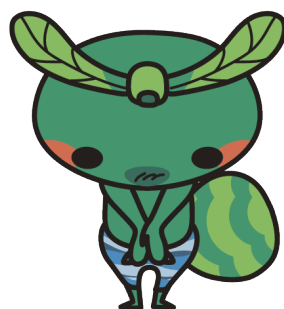
○男女の地位の平等感 (市民意識調査)



★「学校教育の場」、「法律や制度の上」以外の場では、いずれも「男性の方が非常に優遇」、「どちらかといえば男性の方が優遇」を合わせた割合が50%から70%を占めています。

施策の方向

施策	具体的な施策	担当課
1 誰もがわかりやすい広報・啓発の促進	① 市報・ホームページ・ケーブルテレビ放送・区長文書等により、広報・啓発に努めます。 ② 情報発信の際には、性別に基づく固定観念にとられない表現方法を取り入れます。 ③ 女性団体等と連携し、「男女共同参画週間(毎年6月23日～6月29日)」に街頭啓発キャンペーンを行います。 ④ 観光振興・観光PRの取組において、男女の意見をバランスよく取り入れます。	政策企画課 社会教育課 全課 政策企画課 観光課
2 人権尊重と家庭・職場・地域における社会制度・慣行の見直し	① 男女の人権尊重の意識を深めるため、地区別人権学習会や各種公民館講座を開催し、意識啓発を行います。 ② 社会活動やライフスタイルの選択に影響を与える税制・社会保障制度・家族法制等について情報提供を行います。 ③ 家庭・職場・地域等、社会の様々な場面において、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。	社会教育課 人権啓発・部落差別解消推進課 隣保館 政策企画課 総務課 活力創生課 政策企画課
3 男女共同参画にかかわる調査の実施・情報収集・提供	① 社会制度・慣行の見直しや、複合的人権課題の把握のため、意識調査を実施します。 ② 国や県内の情報の収集・提供を行います。 ③ 男女共同参画を担う人材や団体の情報の収集・提供を行います。	政策企画課 政策企画課 政策企画課



基本目標 I 男女共同参画社会を目指す意識づくり

重点目標 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

現状と課題



男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画への正しい知識やお互いの個性・意思を尊重しながら自立の意識を持つことが不可欠です。そのためには、職場・家庭・地域そして学校などで、人権尊重や平等の意識を育てる教育や学習が大きな役割を果たします。

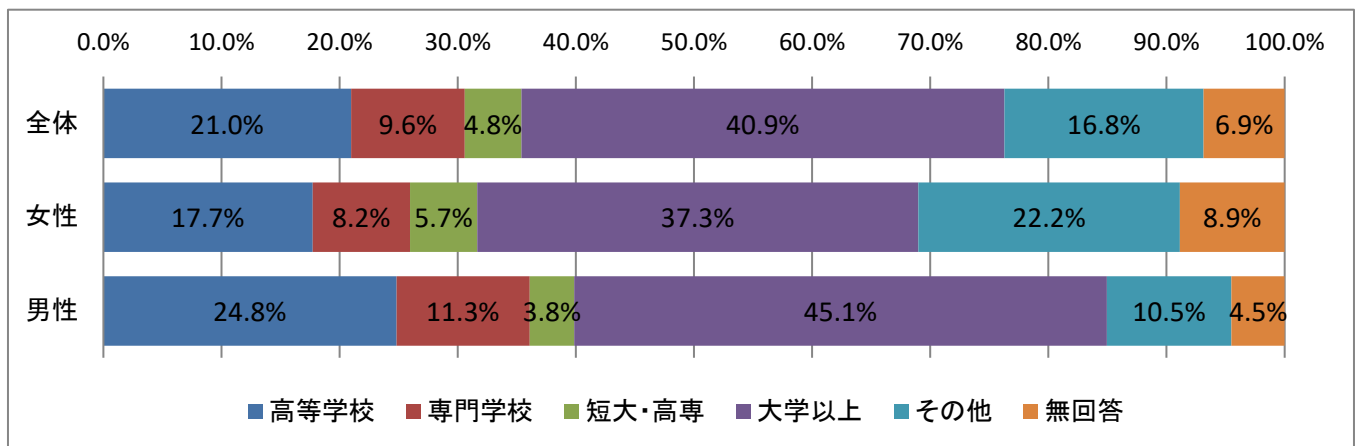
市民意識調査によると、男女の地位は平等であると感じている人の割合は、「学校教育の場」が 54.6% で最も高い結果となっています。今後も学校教育における教育活動において、人権の尊重・男女平等の意識を育てるための教育・学習の充実を図る必要があります。

同時に、教育関係者への人権の尊重や男女共同参画の研修などで共通理解を図り、計画的・組織的・継続的な指導を行うことも大切です。

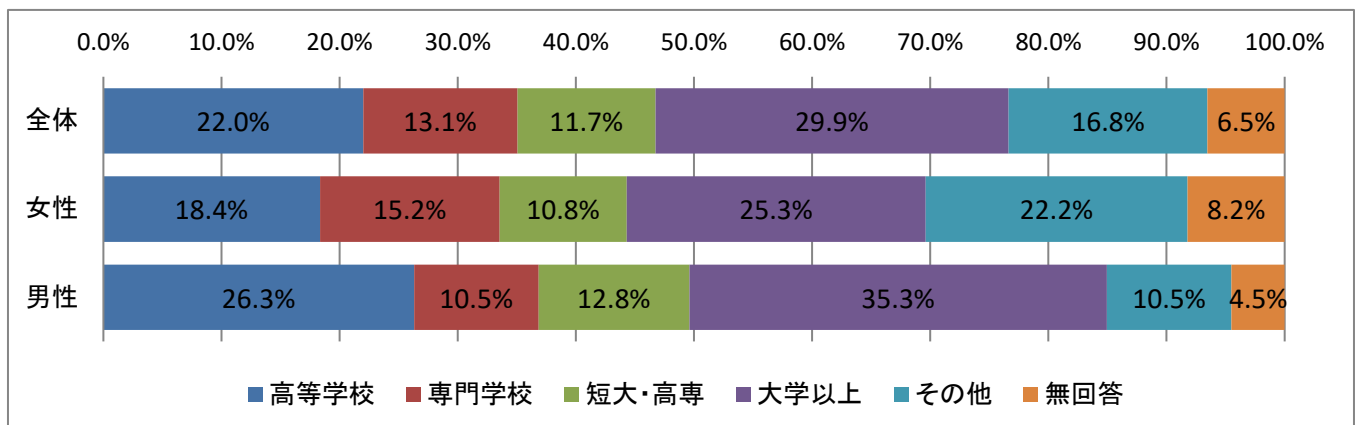
各人の生き方・能力・適性を考え、固定的性別役割分担意識にとらわれずに主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育※6を推進していく必要があります。固定的役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス※7）は男女共同参画社会形成の大きな障壁となっており、これらは、幼少の頃から長年にわたり形成されがちであることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことも重要です。

誰もがジェンダーにとらわれず、自分の個性に応じて自分らしい生き方ができ、社会の様々な分野に参画する能力を身につけることができるようにするためには、自分の生き方について多様な選択を可能とする教育・能力開発・学習機会が、生涯にわたって確保されていることが重要です。

○子どもに求める学歴（男の子）（市民意識調査 R3.8）

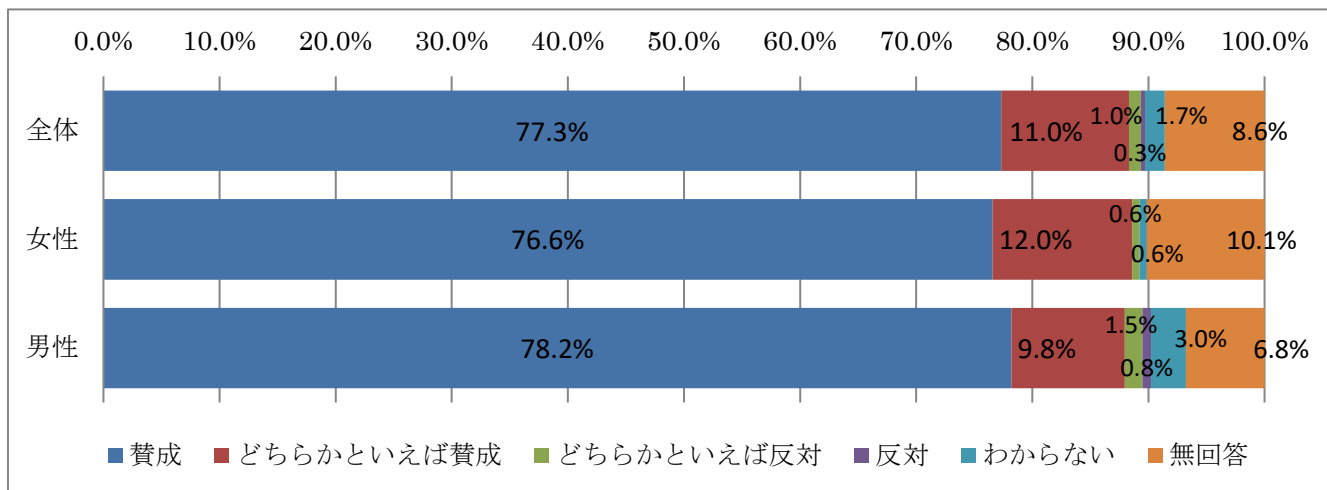


○子どもに求める学歴（女の子）（市民意識調査 R3.8）



★男の子には回答者の男性・女性いずれも約40%が「大学以上」を望んでいますが、女の子に「大学以上」を望んでいる回答者の男性は35.3%、女性は25.3%となっています。また、男の子・女の子ともに「その他」の回答も多く、「本人の希望に合わせる」という意見が多くみられました。

○子どもの教育について、性別に関係なく経済的に自立できるよう育てた方が良いか
(市民意識調査 R3.8)



施策の方向

施策	具体的な施策	担当課
1 男女平等を推進する教育・学習の充実	① ジェンダーにとらわれず個性を尊重する知的理解と人権感覚の育成を図ります。	学校教育課
	② 男女差別等のあらゆる差別について、校内研修の実施や校外研修への参加を通し、教職員の資質向上に努めます。	学校教育課
2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実	① 男女共同参画や人権をテーマとする講演会・学習会・講話等を開催します。	社会教育課 政策企画課
	② ジェンダーにとらわれず自らの意思と責任で自己の生き方や職業を選択できるよう職場体験活動等を取り入れながらキャリア教育を推進します。	学校教育課

キャリア教育※6

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせ、自己の適性などを理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいいます。

アンコンシャス・バイアス※7

自分自身が気づいていないものの見方や捉え方のゆがみ・偏りをいいます。

基本目標Ⅱ 安心して暮らせる社会づくり

重点目標 1 生涯を通じた健康支援

現状と課題

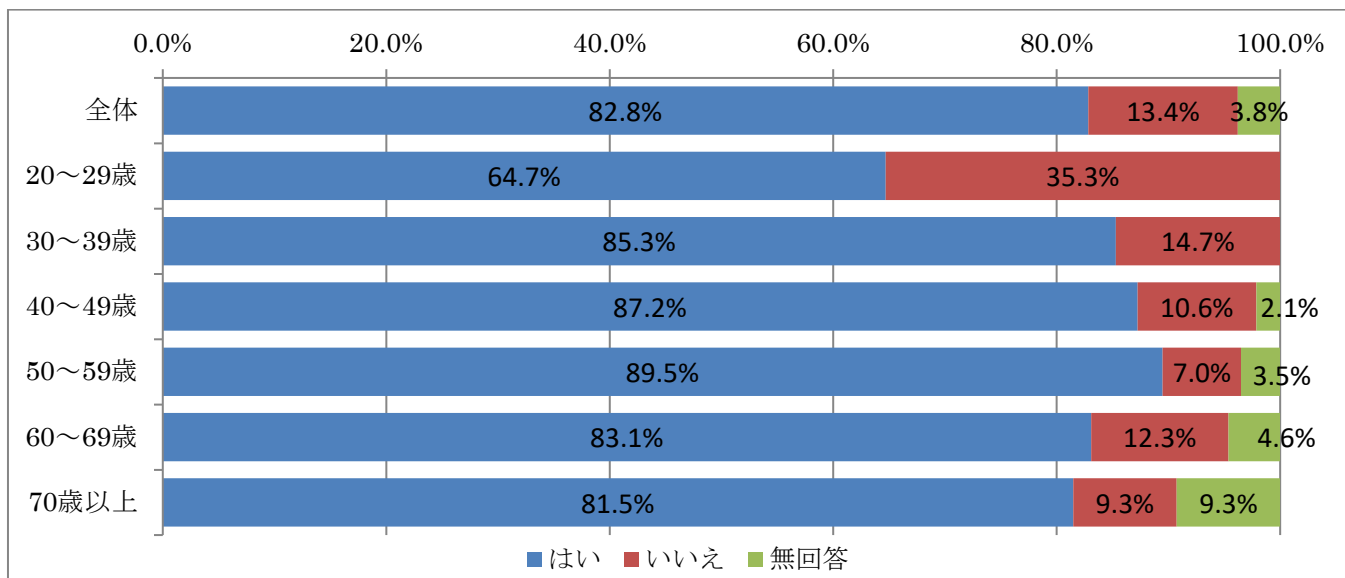


ともに助け合い、心豊かに暮らしていくことができる国東市を実現するためには、生涯を通じて心と体が健康であることが大切です。そのため、性別を問わず各年代のライフステージに応じた健康づくりを図る必要があります。調査結果では全体的に、82.8%が健康診断を受けている状況の中で、特に20歳代の受診率が64.7%と低く、若い年齢層の受診率向上を図る必要があります。

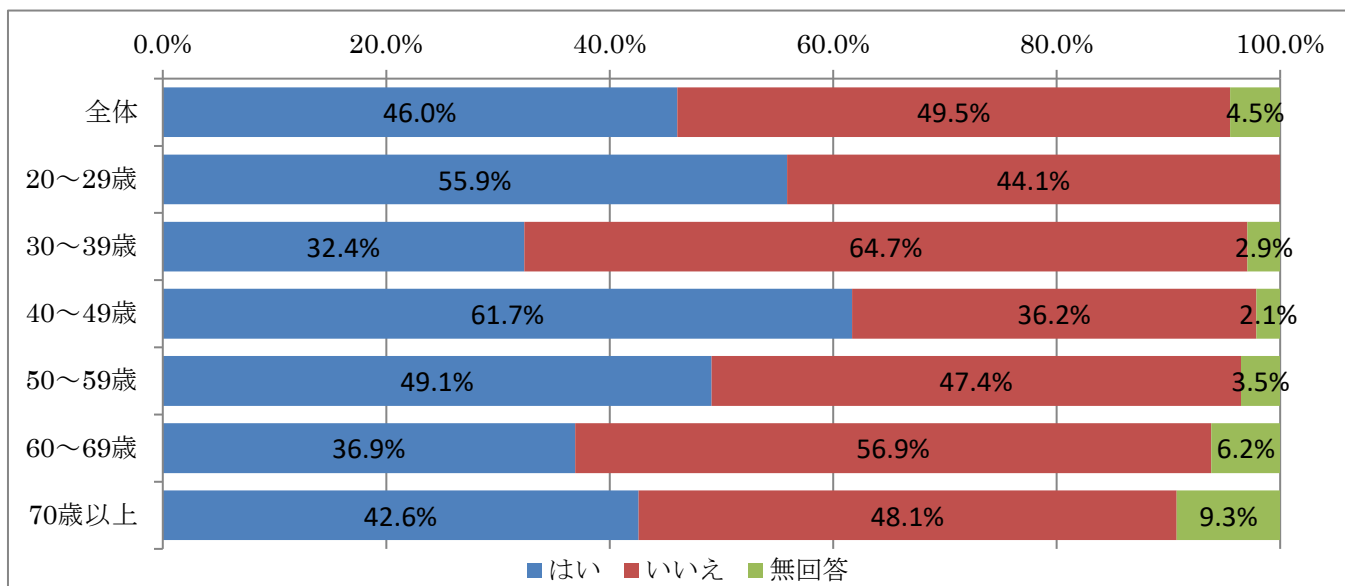
また、性に関する情報があふれる中で、性体験の低年齢化・妊娠中絶やエイズ・性感染症者が増加しています。しかし、調査では「性感染症やエイズの相談や検査が受けられることを知っていますか」という設問に対して、49.5%の人が知らないという結果が出ました。自分とパートナーのために正しい知識や予防法などを身につけ、性に対して責任ある行動がとれるように、学校・家庭及び地域においても性と生殖に関する健康の重要性を教える学習機会を提供するなどの取組が必要です。

うつ病などの心の病も増加しており、メンタルヘルス、自殺予防など心の病を予防する対策の充実も大切です。心の病について正しい知識の普及・啓発をするとともに、心の健康づくりを推進します。

○健康診査（特定健診）やがん健診を受けていますか？（市民意識調査 R3.8）



○性感染症やエイズの相談や検査が受けられることを知っていますか？（市民意識調査 R3.8）



施策の方向

施策	具体的な施策	担当課
1 生涯を通じた健康増進	① 心身の健康について、自らの意思で適切な行動を選択し、健康を享受できるよう機会を提供します。 ② 各種がん検診の一層の推進を図ります。 ③ 性別・世代を問わず、健康的な食生活習慣の確立や運動習慣の普及等を推進します。 ④ 生涯にわたって運動に親しむ態度を養うため、体育の授業以外にも身体を動かす「一校一実践」の取組を推進するとともに、望ましい食生活を身につけるため食育を推進します。	医療保健課 市民健康課 医療保健課 医療保健課 市民健康課 社会教育課 高齢者支援課 学校教育課
2 妊娠・出産等に関する支援	① 乳幼児健康診査・産後の母親のメンタルケアなど母子保健活動を支援します。 ② 妊婦健診の助成・不妊治療の助成などの経済的支援と妊娠・出産等に関する情報提供を行います。 ③ 乳児訪問を行い、母子健康手帳交付時に様々な情報提供を行います。	医療保健課 医療保健課 医療保健課
3 健康をおびやかす問題についての対策の推進	① 性感染症やエイズの拡大を防止するため、正しい知識の普及を図るとともに、人権に配慮した身近な場所で気軽に相談できる環境づくりや情報提供に努めます。 ② 「保健」等の指導を通して、生涯を通じて心身の健康の保持増進を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養います。 ③ 命の大切さを感じてもらうため、中高生が乳幼児と接する機会や、講演を聴く機会を作ります。 ④ 自殺予防・精神疾患について正しい知識の普及・啓発をするとともに、心の健康づくりを推進します。	医療保健課 学校教育課 医療保健課 医療保健課 福祉課



基本目標Ⅱ 安心して暮らせる社会づくり

重点目標2 あらゆる暴力の根絶

現状と課題



暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、その背景には固定的性別役割分担意識・経済力の格差・上下関係などの社会的・構造的問題があります。

配偶者などからの暴力（ドメスティックバイオレンス＝DV）※8 は家庭内の問題として表面化しにくく、被害を公的機関や家族・友人に相談することをためらう傾向にあります。今回の意識調査でも暴力を受けた人は「自分さえ我慢すれば」、「相談しても無駄だ」との諦めや不安から相談・通報をためらっている結果が出ました。暴力を受けた人の70.8%が「どこ（だれ）にも相談をしていない」との結果から、依然として多くの被害者が一人で悩み、不安を抱えている実態があり、相談先が公的機関ではなく、家族や友人など身近な人に相談する傾向が分かりました。また、男性も「身体への攻撃」「威嚇・おどし」「精神的・経済的に追いつめる」などの暴力を受けているという調査結果となりました。配偶者やパートナーなどからの暴力を防止し被害者の保護を図るためには、継続して通報・相談・保護・自立支援の体制を確立する必要があります。

パワーハラスメント※9、セクシュアルハラスメント※10等は、人権を侵害するだけでなく、長期にわたって精神的に悩まされるなど生活に深刻な影響を及ぼします。しかし、ハラスメントを受けた側がその行為自体をハラスメントと認識していない場合もあります。権利・人権を侵害する場合もあるハラスメント行為は、職場・学校・地域活動で防止に向けて取り組む必要があります。

ストーカー行為、性犯罪、売買春は犯罪行為となる人権侵害です。違法行為に対しては、法律に基づき厳正に対処するとともに、関係機関・団体との連携を強化する必要があります。

メディアによる性や暴力表現などの有害情報が、インターネットやスマートフォンの普及により氾濫し、接触が容易になっています。子ども自身の被害回避能力を養うための対策や、子どもに対する性的な暴力等の根絶に向けた対策の推進も重要です。

また、若い世代の人たちが将来において暴力の加害者にも被害者にもならないよう、予防啓発が必要です。暴力をなくす社会をつくるために、学校と家庭で人権問題や暴力を防止するための教育を実施し、被害者保護のための支援策や関係機関相互の相談体制の連携強化を図ることが求められます。

「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」内閣府

女性の表情・こぶし・クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意思を表しています。



配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）※8

配偶者や恋人など親密な関係にある人からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を言います。

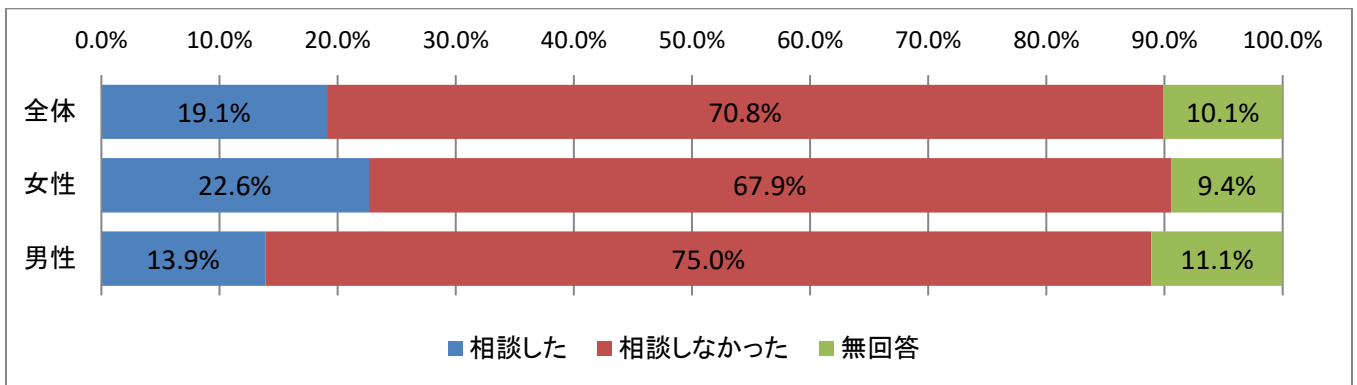
パワーハラスメント※9

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもあります。

セクシュアルハラスメント※10

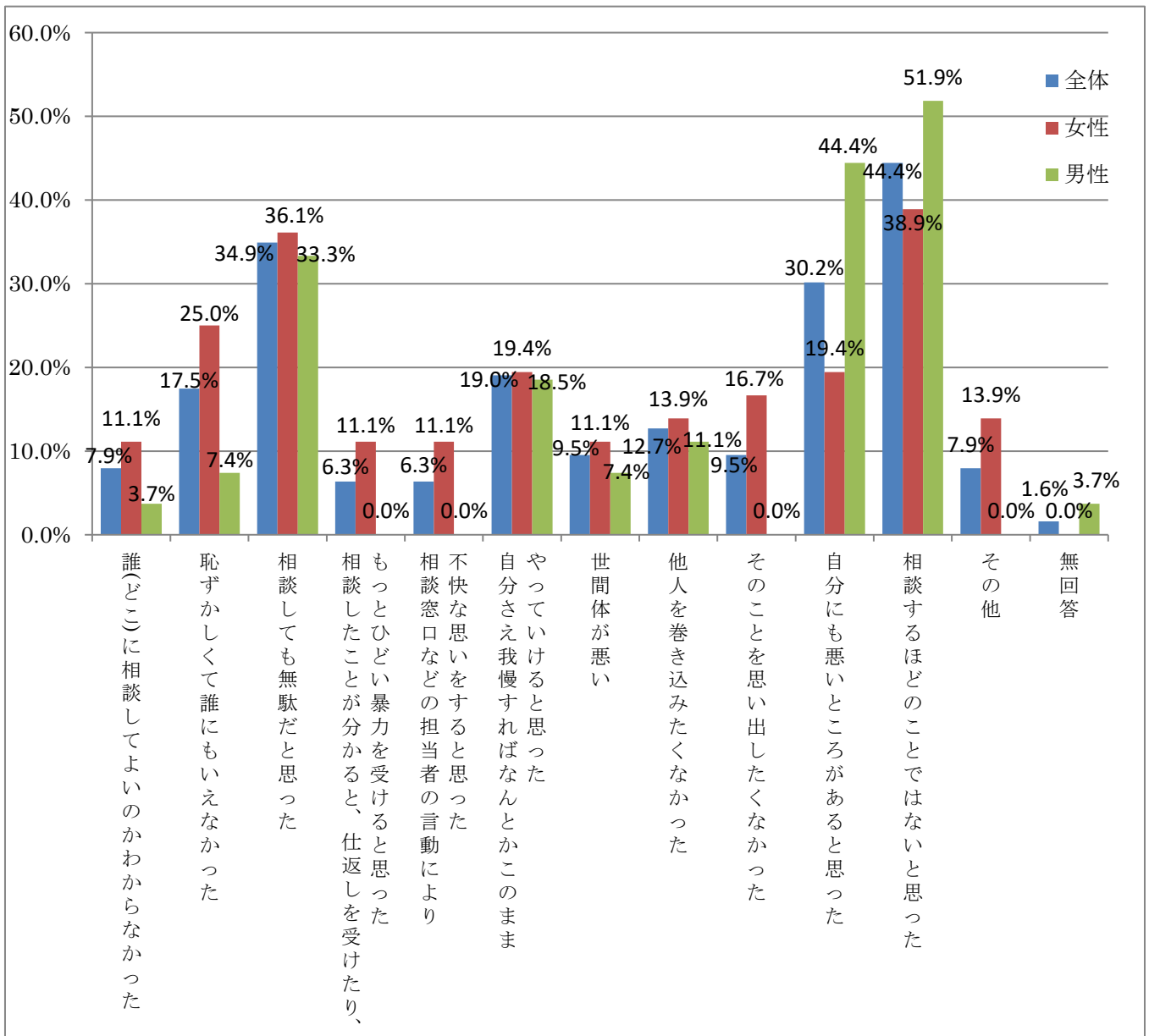
継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

ODV をされたことがある方、打ち明けたり、相談しましたか？ (市民意識調査 R3.8)



★相談した人は女性で 22.6%、男性で 13.9%となっています。相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思った」44.4%、「相談しても無駄だと思った」34.9%、「自分にも悪いところがあると思った」30.2%、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのまま…」19.0%でした。女性は「恥ずかしくて誰にも言えなかった」が男性に比べて 17.6%高く、男性は「自分にも悪いところがあると思った」が女性に比べて 25.0%高い結果となりました。

○相談しなかった理由 (市民意識調査 R3.8)



施策の方向

施策	具体的な施策	担当課
1 暴力を許さない社会づくり	① 女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～11月25日）等、多様な機会を捉えて、広報・啓発を行うとともに、女性に対する暴力についての学習機会を提供します。 ② 女性トイレに相談窓口カードなどを設置し、相談窓口の情報提供を行います。 ③ 配偶者やパートナーからの暴力・職場でのセクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・ストーカー行為・その他の人権問題について相談窓口の情報提供を行います。	政策企画課 政策企画課 政策企画課
2 配偶者などからの暴力の防止及び被害者の保護	① 迅速な通報と相談しやすい体制づくりのため、関係機関との連携を強化します。 ② 被害者の多様な状況に応じた適切な支援ができるよう、配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所・アイネス）や警察等の関係機関、庁内関係課と連携して、被害者の一時保護や社会復帰のための自立支援に努めます。	医療保健課 福祉課 地域包括支援センター 政策企画課 福祉課 政策企画課
3 ハラスメントの防止対策	① 事業主や労働者に対して、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント・マタニティハラスメント等の防止について周知啓発を行い、ハラスメント行為は人権侵害行為であるという認識の浸透を図るため、学習機会の提供や意識啓発を行います。	活力創生課 社会教育課 政策企画課
4 子どもに対する暴力の根絶に向けた対策の推進	① 児童虐待の未然防止や早期発見ができる支援体制の整備を促進するため、関係者の研修を実施する等、人材の育成に努めます。	福祉課
5 児童・生徒に対する性犯罪・ストーカー行為・売買春への対策の推進	① SNS等の利用により性犯罪等に巻き込まれないために、情報モラル教育の推進を図るとともに、被害にあった際の相談支援に努めます。	学校教育課
6 メディアにおける性・暴力表現に対する啓発	① 情報通信技術（ICT）の進化や、SNSなどの新たなコミュニケーションツールの普及に伴い、一層多様化する新たな形の暴力に対し、広報・啓発を行います。	政策企画課

基本目標Ⅱ 安心して暮らせる社会づくり

重点目標3 様々な困難を抱える方への支援



現状と課題

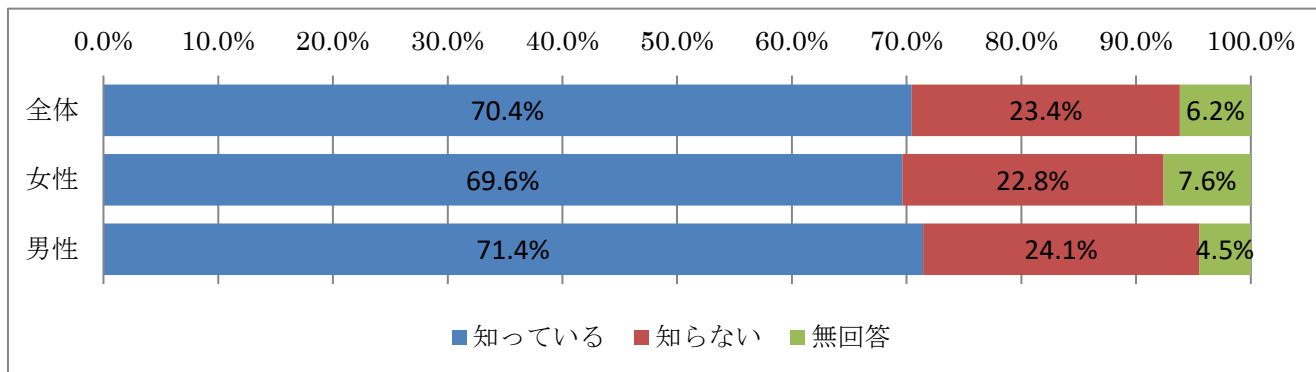
男女共同参画社会の形成において、すべての人々がともにその意欲や能力に応じて、いきいきと安心して暮らせる社会づくりが必要です。

高齢化社会が進行するなか、豊かで活力ある国東市を推進するためにも、高齢者の就業機会や活躍の場の確保を図るとともに、高齢の方が安心して暮らせる環境の整備に努める必要があります。また、障がいの有無に関わらず、安心して暮らせる環境の整備、自立に向けた就労支援や社会参画に向けた支援も必要です。

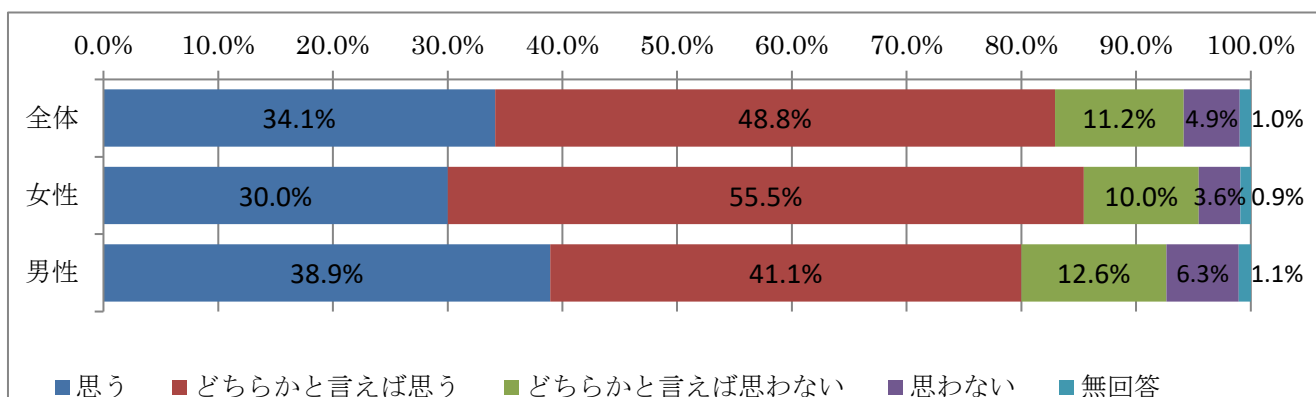
ひとり親家庭は就業と家事・子育てを一人で担っているため、精神的にも肉体的にも負担が大きくなっています。特に、経済面において、ひとり親家庭等を取り巻く状況は厳しいものとなっており、このことは、子どもの貧困問題に直接関わります。自立して安定した生活を送ることができるよう、相談業務を充実させ、経済的支援や生活支援を行います。

また、人には、年齢・生活習慣や人生観など多様性があり、一人ひとりに個性・特徴があります。性の多様性への理解を深めるため、正しい知識を身に付けるための啓発や、性的少数者の相談体制の確立のための取組も進めていく必要があります。

○性的マイノリティ（またはLGBT※11）という言葉について（市民意識調査 R3.8）



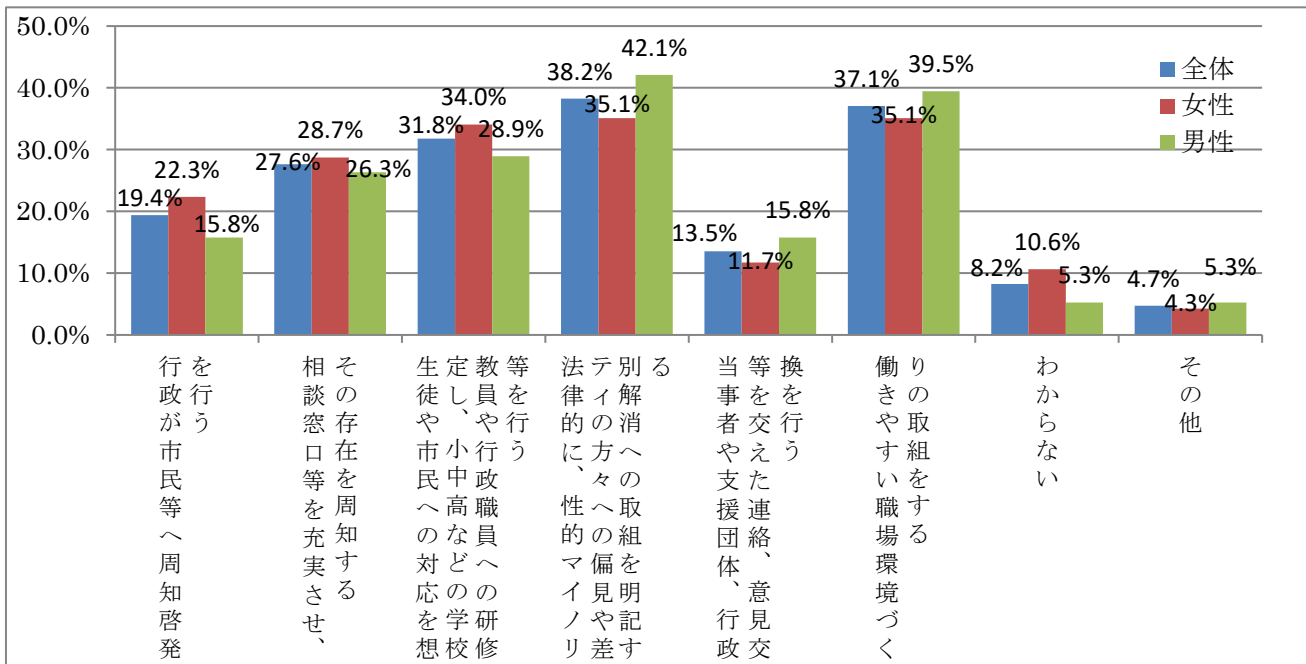
○性的マイノリティにとって生活しづらい社会かどうか（市民意識調査 R3.8）



性的マイノリティ（またはLGBT）※11

「身体の性」と「心の性」が一致しない人や、恋愛感情などの性的な意識が同性や両性に向かう人（同性愛・両性愛）、恋愛や性的な感情を誰に対しても抱かない人などのことをいいます。性的マイノリティの方々の中には、日常生活で様々な精神的苦痛や孤独感をはじめとした、生きづらさを感じている方もいます。

○生活しやすくなるために必要な対策 (市民意識調査 R3.8)



施策の方向

施策	具体的な施策	担当課
1 高齢者・障がい者への支援	① 一人暮らし高齢者・高齢者世帯の生活自立に向け、地域における支え合い活動を推進します。	高齢者支援課
	② 長年培った高年齢者の技術や技能が社会に活かせるよう、シルバー人材センターの支援を通して高齢者の就業機会の確保を図ります。	高齢者支援課
	③ 家族の介護負担軽減のため、介護人材の確保に向けた取組を推進します。	高齢者支援課
	④ 障がいのある人の社会参加の促進と、障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動を実施します。	福祉課
	⑤ 地域自立支援協議会を中心に関係機関と連携し、障がい福祉サービス等の拡充に努めます。	福祉課
2 ひとり親家庭への支援	① 母子・父子自立支援員を配置し、生活や制度についての相談や情報提供を行います。	福祉課
	② ひとり親が子育てをしながら安心して働けるように、子育て支援・生活支援・就業支援とともに、働きやすい職場づくりのための啓発に取り組みます。	福祉課 政策企画課
3 性的少数者への支援	① 性的少数者の社会参加の促進と、性的少数者に対する理解を深めるための啓発活動を実施します。	人権啓発・部落差別解消推進課

基本目標Ⅱ 安心して暮らせる社会づくり

重点目標4 とともに支え合う防災体制づくりの推進

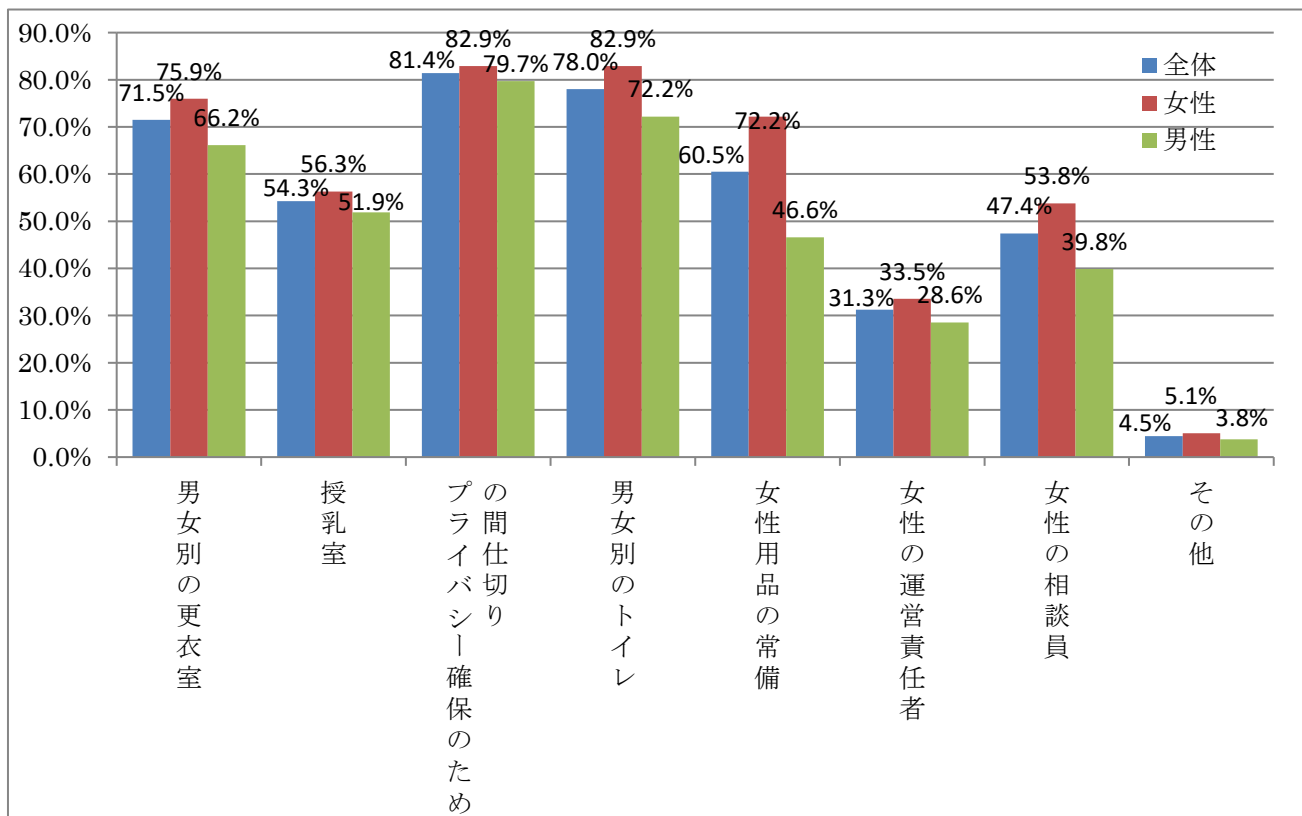
現状と課題



過去の災害時の教訓から、男女共同参画の視点を取り入れた防災関係の計画づくりなど災害・復興分野における女性の参画が必要です。個人が抱える困難を、様々な属性の人が参画することで複合的に支える体制の構築が大切です。

また、被災現場においては、社会的要因（性別や年代）の違いに配慮した支援が必要とされることから、自主防災計画や各種対応マニュアル・避難所運営など、女性も参画し、女性の視点を盛り込んだ災害対応・防災体制づくりを推進します。

○災害時に避難所に必要なもの（市民意識調査 R3.8）



施策の方向

施策	具体的な施策	担当課
1 とともに支え合う防災体制づくりの推進	① 防災関係の計画づくりや施策に男女共同参画の視点を取り入れるなど、固定的性別役割分担意識を見直し、女性の参画を推進します。	総務課
	② 地域内の防災点検・防災訓練などを協力して行い、地域で一体となった防災体制づくりを推進します。	総務課 消防本部
	③ 災害発生後の避難場所の開設や、避難場所の運営・管理などにおいて、様々なニーズの違いに配慮するとともに、女性の安全が保たれるようにします。	総務課 消防本部

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境整備

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

現状

誰もが活躍できる環境を整備するためには、固定的な性別役割分担にとらわれることなく、政治や職場・地域などあらゆる分野での政策・方針決定過程に性別を問わず参画することが求められます。

しかし、政策や方針決定の場における女性の比率は市の審議会等では 29.3%、市議会議員は 5.6%、農業委員は 20.0%、区長においては 0.8%と極めて低い状況です。審議会など委員の構成については充て職等の課題があり、女性不在の審議会等が存在している状況となっています。

多様な人材の活用・多様な視点の導入・新たな発想の取入れ等の観点から、女性の参画をあらゆる分野において進める必要があります。



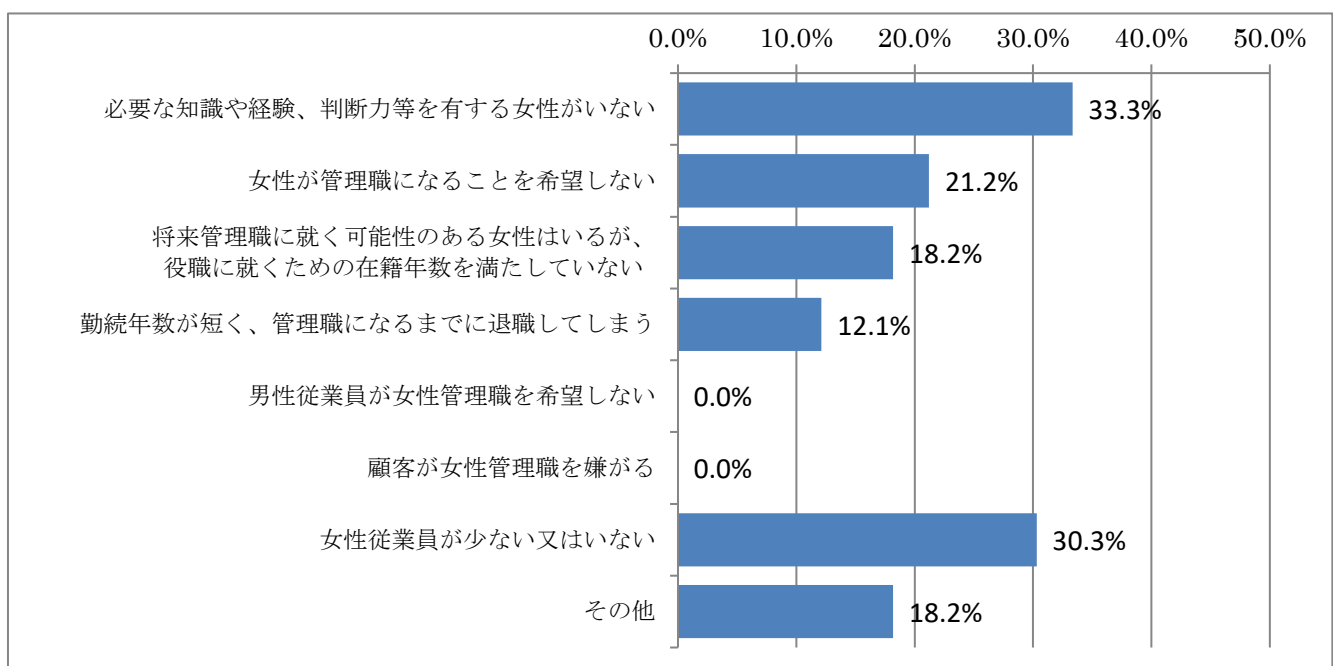
○市審議会等の女性委員の割合の推移

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
女性割合が 30%以上の審議会等の割合	41.9%	44.2%	52.3%	51.2%	43.9%
女性委員が 1 人もいない審議会等の割合	18.6%	11.6%	11.4%	11.6%	9.8%

○事業所の管理職数について (事業所意識調査 R3.8)

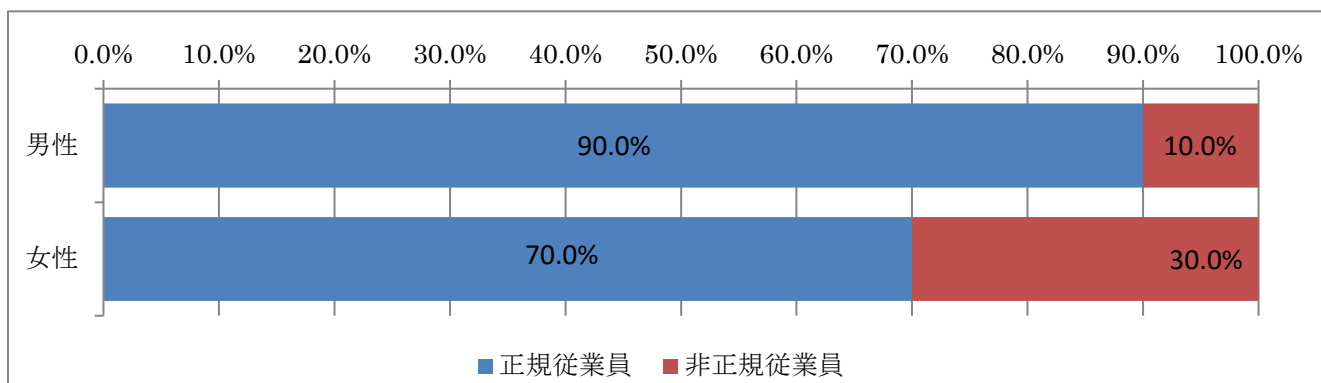
役職	人数 (人)		合計	管理職に占める女性割合 (%)
	男性	女性		
役員	102 人	23 人	125 人	18.4%
部長相当職	51 人	14 人	65 人	21.5%
課長相当職	117 人	22 人	139 人	15.8%
係長相当職	140 人	42 人	182 人	23.1%

○女性管理職が少ない (3割未満)、あるいは全くいない理由 (事業所意識調査 R3.8)



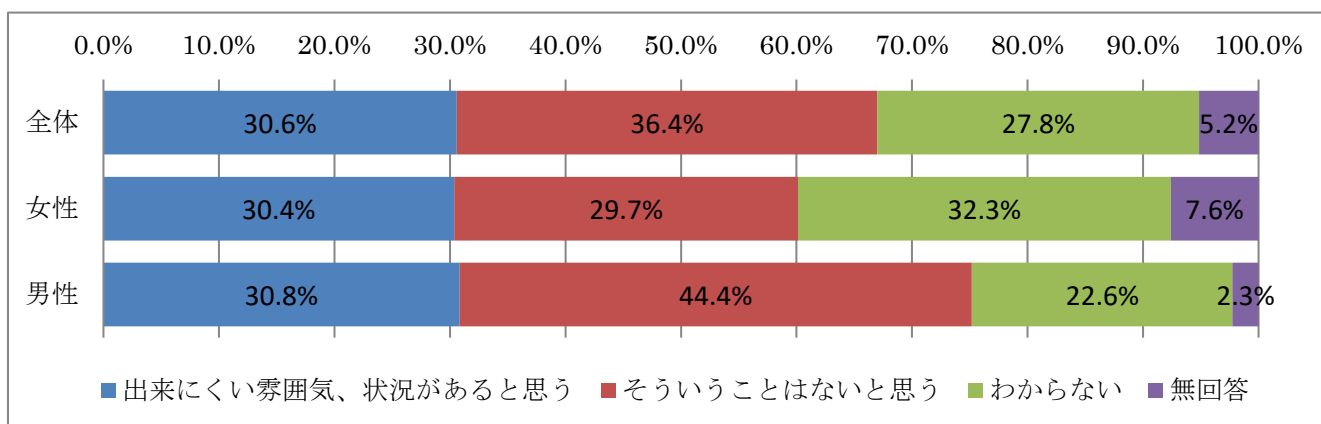
★市内事業所の女性管理職割合は役員で 18.4%、部長相当職で 21.5%、課長相当職で 15.8%、係長相当職で 23.1%となりました。女性管理職が少ない理由として「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいらない」が最も多く、次に「女性従業員が少ない又はいない」が多くなっています。

○事業所の雇用状況（事業所意識調査 R3.8）



★男性の90.0%は正規従業員に対し、女性の正規従業員の割合は70.0%にとどまっており、男性との差が20%開いています。

○地域の集まりなどで、女性も男性と同じように参加したり発言することが出来にくい雰囲気や状況はあるか（市民意識調査 R3.8）



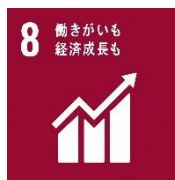
施策の方向

施策	具体的な施策	担当課
1 審議会・組織団体などへの女性の参画促進	① 男女の意見をバランスよく市政に反映させるため、市の審議会等において、女性委員のいない審議会をなくすことを目指すとともに、女性が占める割合を当面30%以上にするよう働きかけます。	政策企画課 関係課
2 職場における役職・管理職への女性の登用促進	② 性別にとらわれず、リーダーとしてふさわしい人材を積極的に登用するよう働きかけます。	総務課 政策企画課
3 女性の人材育成と活用	① 女性の社会参画を進めるために、女性団体の育成・活動を支援します。また、県や関係機関と連携を取り、各種セミナーなど学習機会や情報の提供をします。 ② 女性人材に関する幅広い情報を収集・提供します。	農政課 政策企画課 政策企画課

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境整備

重点目標 2 仕事と生活の調和

現状と課題



男女が互いに個性と能力を発揮し、一人ひとりが自立した家庭生活と職業人として生活していくことは、男女共同参画社会の基盤の一つとなります。しかし、家事・育児・介護はいまだに女性が担う割合が高く、男性は仕事を中心にがちなため、家事・育児等の家庭生活に十分に関わっていない現状があります。また、女性が仕事に就いていても子どもの病気や家庭の都合で休暇を取ったり、結婚・妊娠・出産・介護などで仕事をやめざるを得ない状況があるなど、家庭と仕事の両立は女性にとって難しいのが実情です。長時間労働については、男女ともに家事・育児・介護などへの参画を困難にするものであり、女性の活躍の大きな障壁となるだけではなく、男性の生活の豊かさを奪うものでもあります。男女がともに仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などについて、自らの希望する形でバランスを取りながら、様々な活動が展開できる「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と家庭の調和) ※12が重要です。

働きたい人が仕事と、子育てや介護などの二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができる職場づくりのためには、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直し、生産性を向上させる効率的な働き方への転換を図ることが必要です。

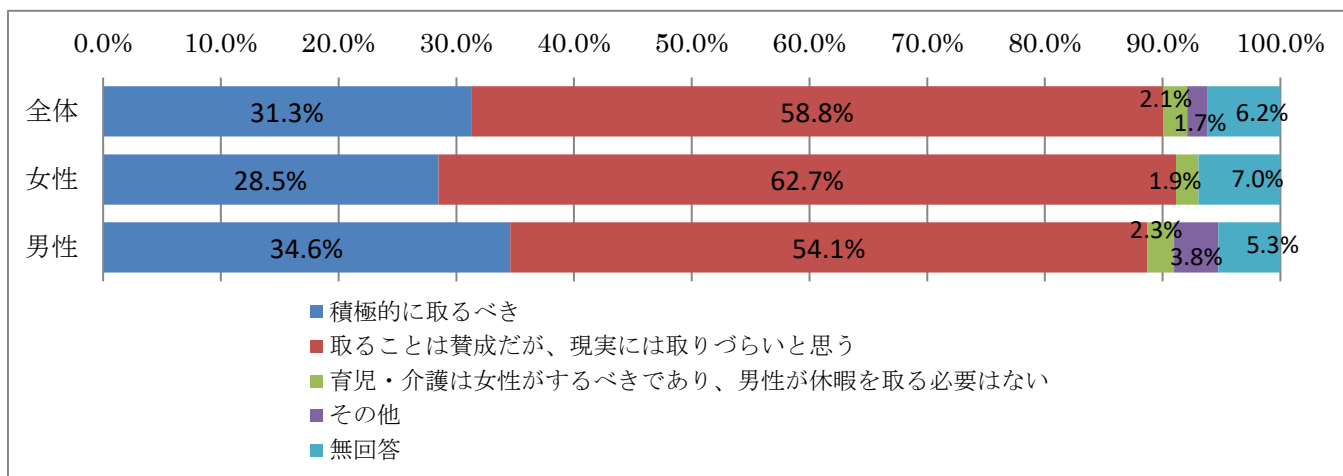
また育児・介護休業制度は、男女ともに取得できる取組が必要です。意識調査では90.1%の人が、「男性も育児・介護休業を取るべき」と考えていますが、その中で「現実には取りづらい」と回答している人が58.8%います。

現在、少子高齢化や核家族化など社会が多様に変化する中で、子育てや児童虐待・育児不安による心の病気などいろいろな問題が増加しています。こうした問題を未然に防ぐために、地域全体でこれからの時代を担う子どもたちを守り、安心して暮らせる環境を整えていくことが大切です。

働き方の多様化や共働き世帯の増加等に対応するためには、ニーズに対応した保育サービスの確保や充実を図る必要があります。

○男性も育児・介護休暇をとることができますが、このことについてあなたはどのように思いますか？

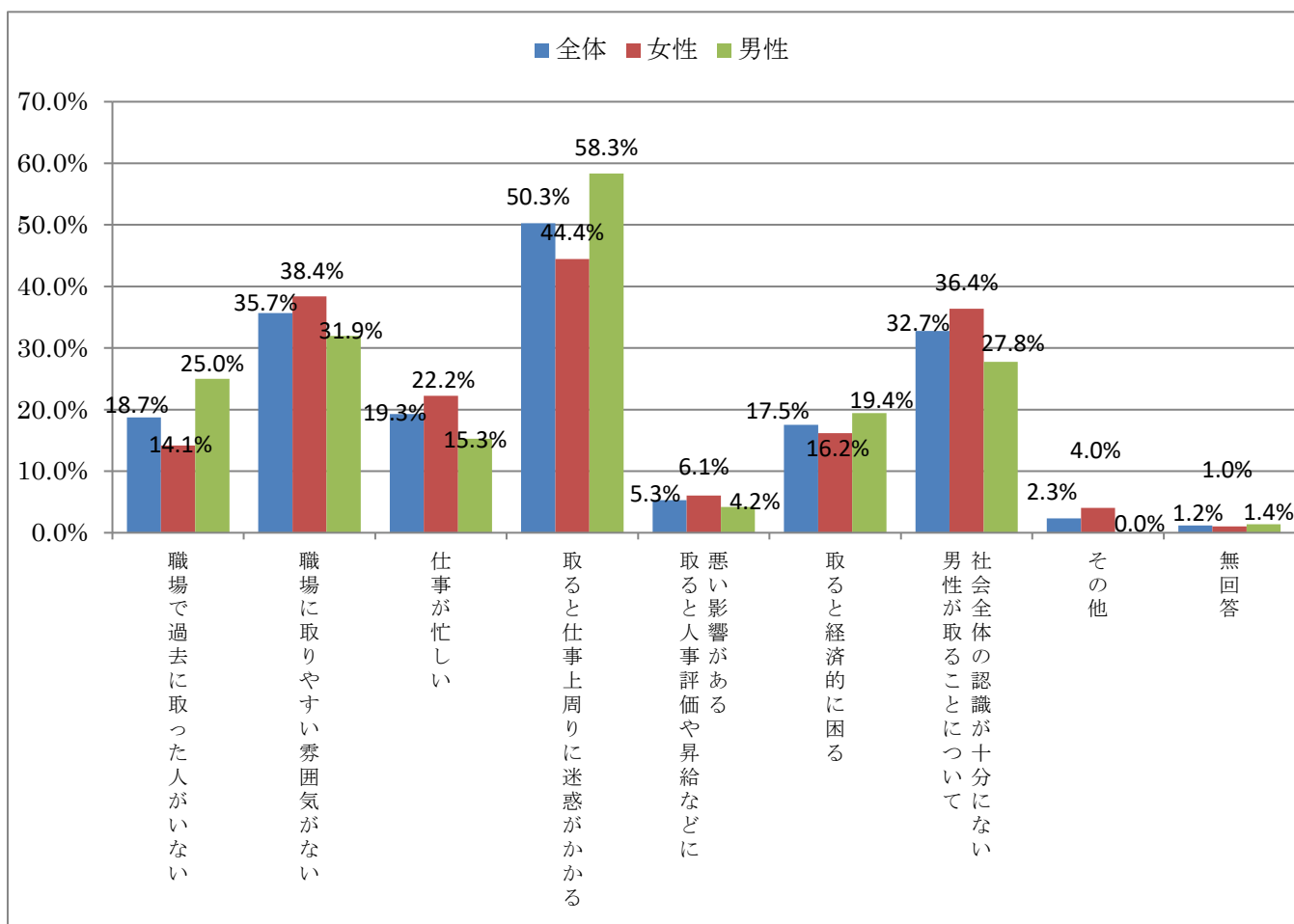
(市民意識調査 R3.8)



ワーク・ライフ・バランス (仕事と家庭の調和) ※12

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる環境を整えることをいいます。

○男性が現実には育児・介護休業を取りづらい理由 (市民意識調査 R3.8)



★「賛成だが現実には取りづらい」が全体で 58.8%となっています。また、「育児・介護は女性がすべきで男性が休暇を取る必要なし」と考えている人が 2.1% (女性：1.9%、男性：2.3%) とわずかながらいます。「男性も育児休暇・介護休暇を積極的にとるべき」は 31.3%となっています。

「賛成だが現実には取りづらい」理由としては、「仕事上周りの人に迷惑がかかる」が一番多く、「職場に取りやすい雰囲気がない」、「男性が取ることについて社会全体の認識が十分でない」と続いています。

○市役所男性職員の育児休業取得率

過去5年間	配偶者が妊娠・出産した人数	左記のうち 育児休業取得者数	育児休業取得率
男性 (延人数)	67 人	2 人	3.0%

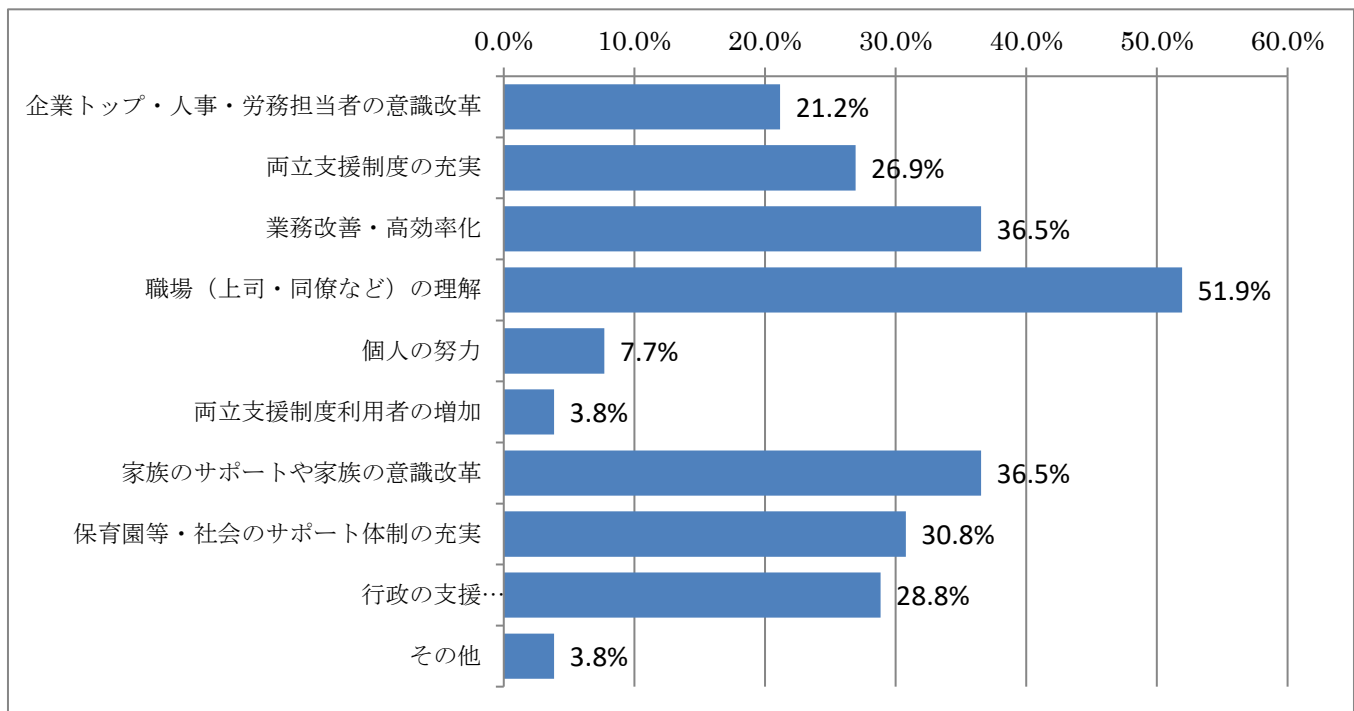
参考：市役所女性職員の育児休業取得率 100%

○市内事業所の従業員の育児休業取得率 (事業所意識調査 R3.8)

過去5年間	妊娠・出産した人数	左記のうち 育児休業取得者数	育児休業取得率
女性 (延人数)	288 人	288 人	100.0%

過去5年間	配偶者が妊娠・出産した人数	左記のうち 育児休業取得者数	育児休業取得率
男性 (延人数)	437 人	6 人	1.4%

○働きながら育児や介護を行うために重要なこと（事業所意識調査 R3.8）



★「職場（上司・同僚など）の理解」が51.9%と最も高くなっています。

施策の方向

施策	具体的な施策	担当課
1 仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発の推進	① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の広報啓発や学習機会の提供に努めます。	政策企画課
	② 企業や労働者に対し、長時間労働の抑制・縮減による労働時間の改善や健康指導・相談など健康管理の体制整備・メンタル対策について、普及・啓発に努めます。	活力創生課 総務課
2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	① 従来の定型的保育に加え、延長保育・病児病後保育などの多様な保育サービスの充実を図ります。また、関係機関との連携を図りながら、放課後児童クラブ・子育て支援センターの充実を図ります。	福祉課
	② 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進め、家族の負担軽減を図ります。また、支援を必要とする方への各種相談業務を充実させます。	高齢者支援課
	③ 性別に関わりなく育児・介護休業を取得しやすいよう啓発に努めます。特に男性の育児休業取得を呼びかけます。	総務課 政策企画課
	④ 医療分野等において、仕事と子育て、生活を両立できる環境を整備します。	市民病院

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境整備

重点目標 3 男性の育児・家事等への参画の推進

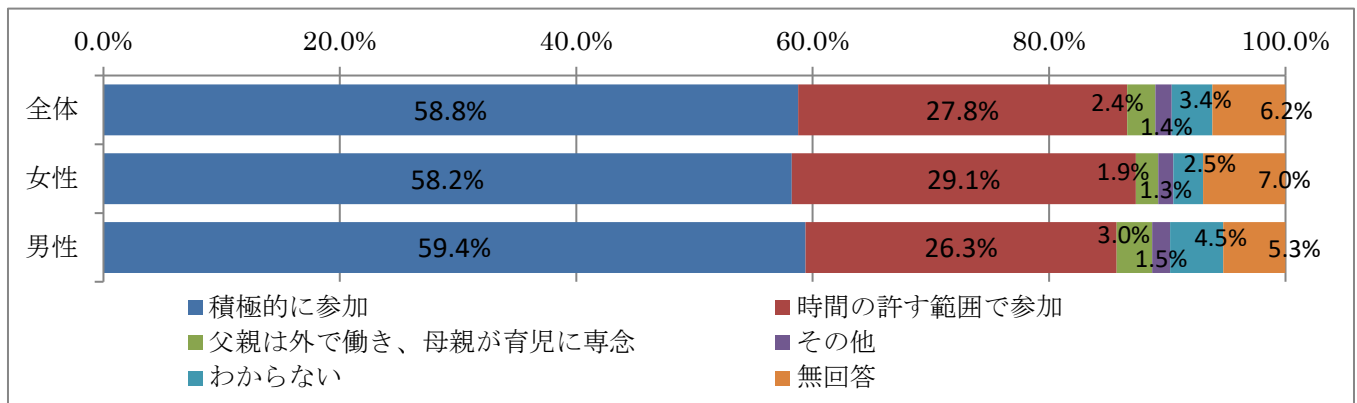
現状と課題



男性の子育て、家事等に対する意識は少しずつ変化してはいるものの、参画が進んでいないのが現状です。固定的な性的役割分担意識を背景に、子育て等の家庭責任の多くを女性が担っており、その結果、女性が働く場において活躍することが困難となる場合があります。働き方の多様化や共働き世帯の増加等に対応するためには、男性の子育て・家事への参画に対する社会の理解を深め、家庭だけではなく地域全体を巻き込んだ子育てを応援する環境づくりが求められています。

また、今までは女性の地位を向上させること・女性のための男女共同参画の取組が主でしたが、男性自身が固定的役割分担意識にとらわれていることから脱却し、そうすることが男性にとっても暮らしやすくなるものであることに理解を深めることが必要です。男女共同参画の推進は、男性の「男性が主な稼ぎ手であらねばならない、家族を扶養しなければならない」といった固定的役割分担意識を緩和し、男性の人生においても自由な選択を可能にします。

○父親の育児参加について（事業所意識調査 R3.8）



★男性の「積極的に参加するべき」との回答が前回調査（50.0%）より増加しています。

施策の方向

施策	具体的な施策	担当課
1 男性の子育て等への参画推進	① 男性が育児を主体的に行うことの意義や大切さについて、理解が深まるよう啓発を行います。 ② 衣食住の生活・育児・介護等を含め家族と協力・協働し、よりよい家庭生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養えるように家庭科の時間を中心にして実践します。	福祉課 学校教育課
2 男性の子育て等への参画を可能にする環境づくり	① 男性の子育て・家事参画についての理解や関心が深まるよう、広報・啓発等を進め、男性の家事参画を促進します。 ② 妊娠・出産・育児に関して、パートナーとともに学習できる機会を提供します。	政策企画課 医療保健課

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境整備

重点目標 4 雇用等の分野における男女共同参画の実現

現状と課題



近年、働き続ける女性が増えてきており、意識調査では、「結婚・出産にかかわらず職業を持ち続けた方が良い」と考える人が 60.1%という結果になりました。心身の健康を保ち、いきいきと働き続けるためには、働く環境の整備が必要です。パートやアルバイトなど多様な働き方に対する労働時間の見直しを行うとともに、女性が働くことに対して家族や周囲の理解を深めることも重要です。

一方で、結婚や出産・子育て期に退職する女性のため、就業を継続できるような体制整備が求められています。市民意識調査によると、女性が職業を継続していくためには、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力」が 72.9%と、最も高い割合となっており、パートナーの子育て・家事等への参画の実現が必要です。また事業主や労働者に対して、育児や家事をする人が働きやすい職場環境の整備を働きかけることも必要です。

意識調査の結果、18.2%の人は「子どもができたなら仕事を辞めて、大きくなったら再び職業を持つ方が良い」と考えており、家庭で育児などを担っていた女性の再就職への支援も必要です。

男女雇用機会均等法※13 では性差別の禁止をうたっていますが、現実には固定的性別役割分担により女性の職業の幅は狭くなっています。男女雇用機会均等法の改正などの制度的な整備は進んでいるにも関わらず、意識調査によると、17.4%の人が職場での男女の賃金格差や昇格の差を感じています。また事業所意識調査では、女性は、正規雇用者 70.0%、非正規雇用者 30.0%に対して、男性は正規雇用者 90.0%、非正規雇用者 10.0%であり、おのずと女性の収入が少なくなっています。労働者間の均等を確保するためには、労働者間に事実上生じている格差の解消を目指す事業所の自主的なかつ積極的な取組である、ポジティブ・アクション※14 が不可欠です。経営者自らが、女性の活躍推進は経営課題であると認識を持ち、取り組むことが必要です。また、女性が働く場において能力を十分に発揮できるよう、情報提供や意識啓発を行うことも重要です。事業主や労働者に対しての啓発を推進し、男女雇用機会均等法の周知徹底を図ることが必要です。

女性も研修会などへ積極的に参加し、能力や個性を発揮することが職域の拡大へつながっていきます。

男女雇用機会均等法※13

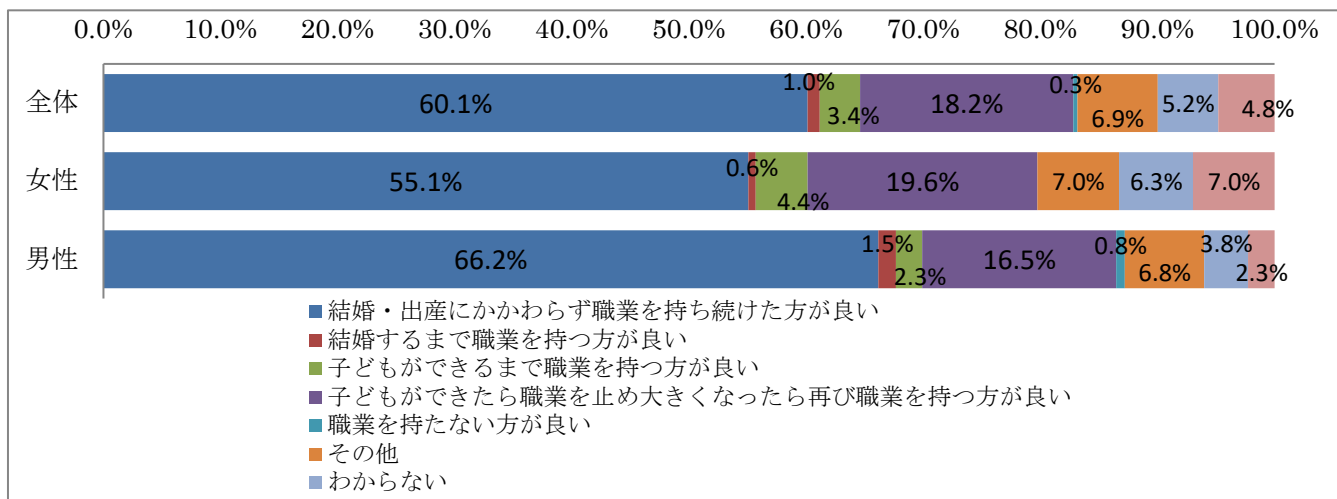
(正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」)

昭和 61 年 4 月施行。職場での男女平等を確保し、女性が差別を受けずに、家庭と仕事が両立できるよう作られた法律。平成 9 年の全面改正を経て、平成 19 年に再改正。新しい改正点としては、表面上は差別に見えない慣行や基準が、実際には一方の性に不利益となる「間接差別」の禁止、妊娠や出産などを理由とする退職強要や職種・配置転換などの不利益な扱いの禁止、さらに女性だけでなく、男性へのセクハラ防止対策を企業へ義務づける、などが挙げられます。これまでの、女性のみ焦点を当てた内容ではなく、もっと広い意味で性差別を捉えているのが特徴です。

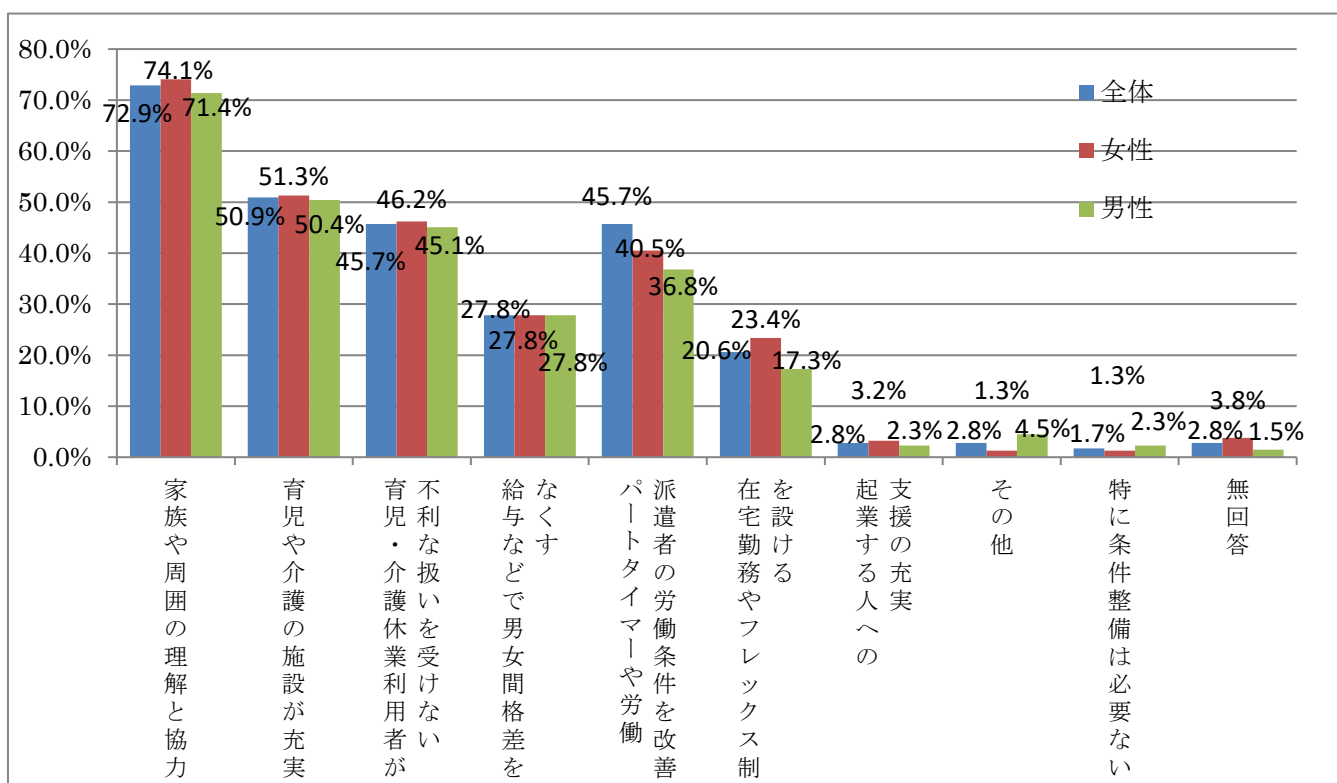
ポジティブ・アクション (積極的改善措置) ※14

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。(男女共同参画社会基本法第 2 条第 2 号参照)。

○女性が職業を持つことについて (市民意識調査 R3.8)

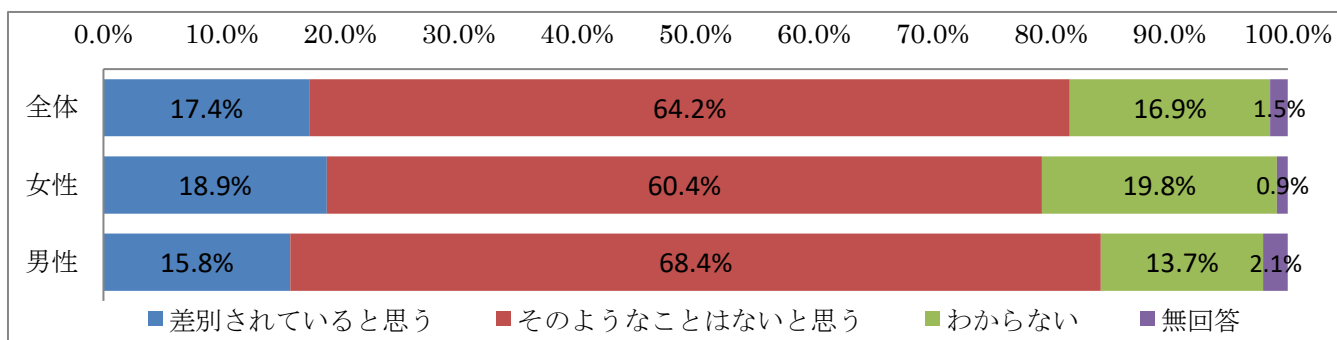


○女性が働き続けるためには、どのような支援や改善が必要か (市民意識調査 R3.8)

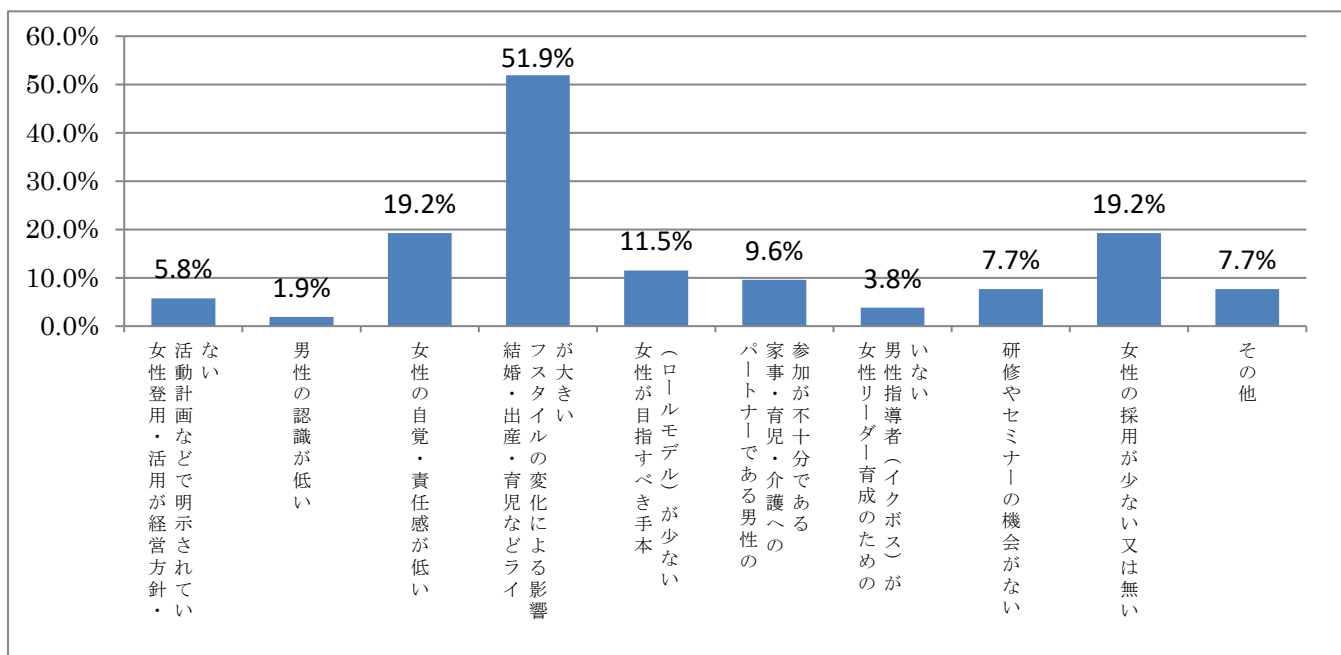


★女性が働き続けるためには、「家族や周囲の理解と協力があること」が一番多く、72.9%となっています。事業所意識調査の、女性の活躍推進に取り組む上での課題では「結婚・出産・育児などライフスタイルの変化による影響が男性より大きい」が51.9%と最も多くなっています。女性本人の状況や希望に応じた支援をすることが求められています。

○今の職場で女性は男性に比べ、仕事内容や待遇面で差別されているかどうか (市民意識調査 R3.8)



○女性の活躍推進に取り組む上での課題（事業所意識調査 R3.8）



施策の方向

施策	具体的な施策	担当課
1 雇用の分野における均等な機会と待遇の確保	① 各種委員と連携し、企業に対し男女共同参画について理解と協力を求めます。	政策企画課 人権啓発・部落差別解消推進課
	② 職場でより能力や個性が発揮できる環境をつくるための研修会などに、講師を派遣します。	社会教育課 政策企画課
2 非正規雇用における雇用環境の整備	① ハローワークと連携し、パート労働者の相談を受付けます。	活力創生課
	② 職場における労働条件・賃金などの男女平等について市内企業・事業所への啓発を行います。	活力創生課 政策企画課
3 ポジティブ・アクションの推進	① 男女雇用機会均等法について企業訪問を通じて積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の啓発に努め、職場における男女の均等な機会と待遇の確保を図ります。	政策企画課
4 女性の再チャレンジ・スキルアップのための支援	① 国及び県などの関係機関が発行する資格習得に関する情報の提供を行い、再就職への支援を行うとともに、スキルアップに繋がる各種講座の開催や情報提供を行います。	活力創生課 高齢者支援課 政策企画課
5 多様な生き方・多様な能力の発揮を可能にするための支援	① 育児中の女性が参加しやすいように学習会などの開催時に託児所を設けるように努めます。	関係課

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境整備

重点目標 5 農林水産業・商工観光等の自営業における男女共同参画の促進

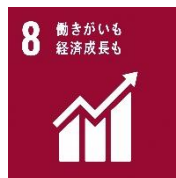
現状と課題

国東市は海・里・山の幸の豊かな資源に恵まれており、その資源を活用するためには、農林水産業・商工観光等を活性化させる必要があります。そして、これらを支える自営業においては、女性が重要な役割を果たしており、女性の能力と個性の発揮できる環境をさらに整える必要があります。

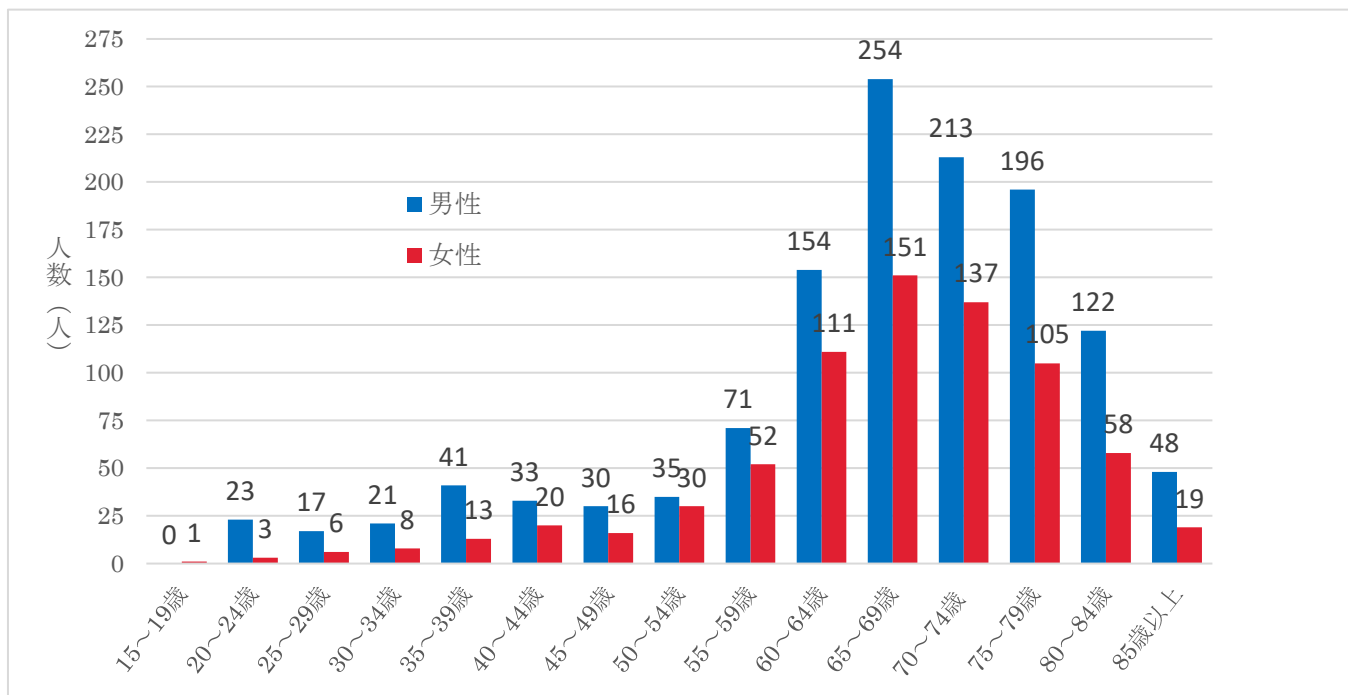
女性が積極的に経営参画し、共同経営者としての意識や誇りを持って取り組むためには、就業条件や環境の整備を進め、経営基盤の確立とステップアップを図ることが重要です。

また、少子高齢化が進展するなか、第一次産業の担い手不足の問題もあります。農業においては、就業人口は多いものの、その79%が60歳以上と高齢化しています。女性を含め、若者にも魅力ある農村漁村づくりをすることが、今後の農村地域の活性化を担う人材の確保のためにも求められます。

グリーンツーリズム※15などの実践に取り組む女性も多く、農山漁村の魅力を伝える多彩な担い手の育成・確保も必要です。



○国東市内の性別・年代別農業・林業従事者数 (平成27年国勢調査より)



グリーンツーリズム※15

緑豊かな農山漁村地域においてその自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

「農山漁村女性の日」(3月10日) ※16

農林水産省では、農山漁村女性の役割を正しく認識し、適正な評価への気運を高め、女性の能力の一層の活用を促進することを目的とし、農山漁村女性はじめ、広く社会に対して周知し、もって農山漁村女性の社会参画を促進し、農山漁村女性の地位の向上と農林水産業・農山漁村の発展を図るため記念行事を実施しています。「農山漁村女性の日」が3月10日と決められたのは、3月上旬は農林漁業の作業が比較的少ない時期であり、また、古くから女性の自主的な活動が行われ、女性が学習や話し合いをするために適切な時期であることなどによるものです。また、農山漁村女性の3つの能力(知恵・技・経験)をトータル(全部で10割ということ)に発揮して欲しいという関係者の願いも込められています。

施策の方向

施策	具体的な施策	担当課
1 意識改革と女性の社会参画拡大	① 農山漁村女性の役割を正しく認識し、適正な評価への気運を高め、女性の能力の一層の活用を促進することを目的とする「農山漁村女性の日」(3月10日) ※16等の機会を捉えて啓発活動・情報の提供に努めます。	農政課
	② 国東市農山漁村女性団体連絡協議会や商工会女性部などの活動を支援します。	農政課 活力創生課
2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	① 経営方針に加え、女性の経営上の位置づけ・就業条件・環境を明記した家族経営協定 ※17や夫婦による認定農業者 ※18の共同申請について普及・啓発を図ります。	農政課
3 農山漁村の活性化	① 就業や起業に必要な知識や能力・技術を習得するため、各種講座の積極的な参加を推進します。	農政課
	② 農山漁村における少子高齢化の進展に対応するため、女性を含め、今後の農村地域の活性化を担う人材の確保を推進します。	農政課
	③ 女性の視点や感性を生かした能力発揮を促進するため、交流の場の設定や、新たな商品開発や販路拡大に向けての取組を支援し、6次産業化や経営の多角化を推進します。	農政課
	④ グリーンツーリズム実践者の研修会などを支援します。	観光課
	⑤ NPO法人やグリーンツーリズム関係団体との協働により、農作業体験・農泊等のレベルアップに努めるとともに、観光・地域事業者と連携してツーリズムを一体的に推進します。	観光課

家族経営協定 ※17

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担・働きやすい就業環境などについて十分な話し合いに基づき、取り決める事。

認定農業者 ※18

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から当該改善計画の認定を受けた者。

基本目標Ⅲ 誰もが活躍できる環境整備
重点目標 6 起業・創業に対する支援の推進
現状と課題

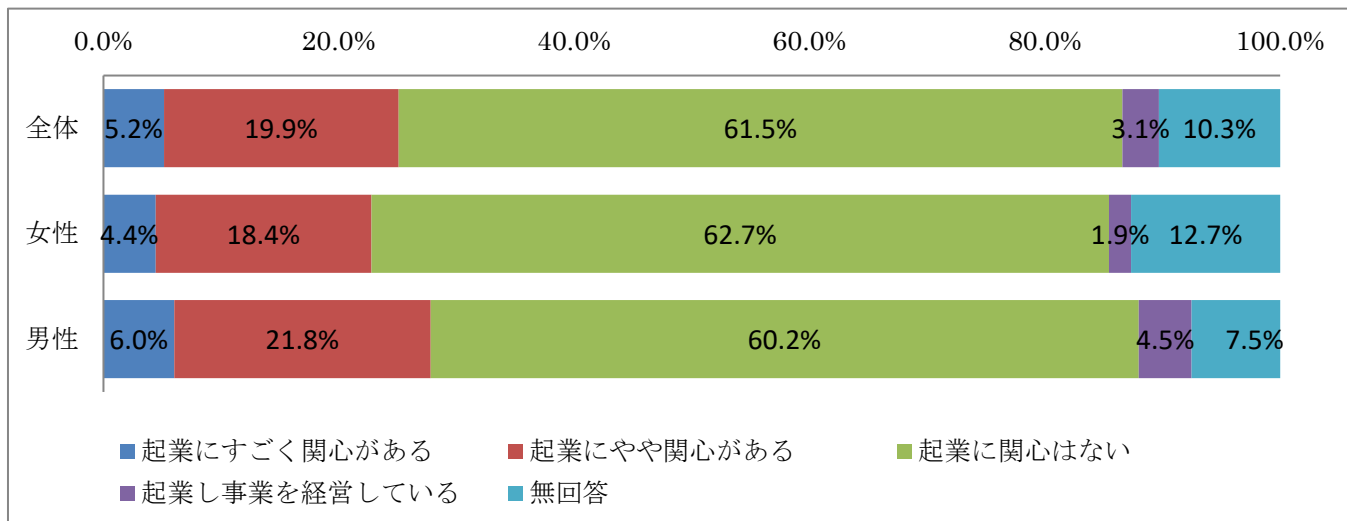


市民意識調査による起業の関心度を見ると、「起業に関心がある」と回答した人は全体の 25.1%という結果が出ました。性別ごとに比較すると、女性が 22.8%、男性が 27.8%と働き方の選択肢の一つとして起業が定着し始めています。

国東市では、急速かつ大幅な人口減少という厳しい現実と直面しています。地方から都市部への人口流出は特に若年女性が顕著です。理由は様々ですが、女性職場の不足等が要因の一つとして挙げられます。

起業した女性は、社員として女性を雇用する割合も高く、国東市のなかで女性の起業・創業が進み、女性の活躍の場が創出されることで、女性はその地域に魅力を感じ、定住することにつながります。この好循環を地域で創り出していくため、起業や創業に向けての支援や、必要な知識や能力、技術を習得するための講座の紹介、女性起業家や女性起業グループ等の活動を支援し、市内における起業・創業を支援します。

○起業について (事業所意識調査 R3.8)



施策の方向

施策	具体的な施策	担当課
1 起業・創業の支援と起業後の成長支援	① 個別相談やセミナーなどの開催により、市内での創業を支援します。	活力創生課
	② 女性起業家や女性起業グループ等の活動を支援し、多彩な担い手の育成・確保に努めます。	活力創生課 農政課
	③ 行政が実施する創業促進支援制度について啓発します。	活力創生課

第4章 計画の推進に向けて

男女共同参画社会を実現するためには、市政全般にわたるさまざまな分野における施策に取り組むとともに、行政と市民等とのパートナーシップにより進めていくことが重要です。

国東市の男女共同参画社会の実現にむけて、この計画が総合的にかつ効果的に実施されるように、推進体制の整備と充実を図ります。

1. 庁内推進体制の充実

男女共同参画計画の諸施策を総合的に推進するために、市職員幹部で構成する「国東市男女共同参画推進委員会」を設置します。計画を着実に実行するため、進捗管理を行い、計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進します。

2. 国東市男女共同参画審議会との連携

市民の代表で構成する「国東市男女共同参画審議会」に、国東市男女共同参画計画の各種施策の実施状況の報告を含め、広く意見や提言を求め、施策などへの反映を図ります。

3. 市民・組織団体・企業などとの連携・協働

市民・組織団体・企業などの協力を得ながら連携し、国東市男女共同参画計画を推進します。

4. 国・県・関係機関などとの連携・協働

国東市男女共同参画計画を推進していく中で、市の権限を越えるものについては、国・県・関係機関などと協力し連携を図ります。

5. 市民活動の充実

男女共同参画社会を実現するため、市民が学習・交流及び相談のできる場づくりに努めます。

6. SDGs の理念共有

持続可能な開発目標であるSDGsの目指す17のゴールの方向性と重なる部分があることから、第3次国東市男女共同参画計画を推進することでSDGsの目標達成に繋がるものと考えます。

国東市男女共同参画推進条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 29 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日条例第 18 号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれている。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度又は慣行が依然として存在しており、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化など社会経済情勢の急速な変化に対応し、活力ある豊かな社会を築くためにも、社会のあらゆる分野で男女が対等にその個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりが必要である。

ここに、私たち市民は、性別にかかわらず、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けた取組を力強く推進することを決意し、この条例を制定する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 9 条—第 18 条)

第 3 章 国東市男女共同参画審議会(第 19 条—第 22 条)

第 4 章 雑則(第 23 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(以下この号において「性的な言動」という。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶者であった者を含む。)間における暴力的行為(身体的又は精神的に苦痛を与える行為をいう。以下同

じ。)

- (5) 事業者 営利を目的とした事業を行う法人及び個人並びに公益法人その他社会のあらゆる分野において経済活動又は社会活動を行う法人をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合えるようにすることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者、県及び国と連携して取り組むものとする。

3 市は、第1項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第 9 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、国東市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 11 条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の充実)

第 12 条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 13 条 市は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 14 条 市は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(相談の対応等)

第 15 条 市は、性別に基づく人権の侵害等に関する市民の相談に対応するものとし、その対応については、関係機関等と連携を図る等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第 16 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(民間の団体に対する支援)

第 17 条 市は、民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告等)

第 18 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 国東市男女共同参画審議会

(国東市男女共同参画審議会)

第 19 条 次に掲げる事務を行うため、国東市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(1) 第 9 条に規定する計画の策定及び変更について調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて答申し、及び市長に建議すること。

(組織及び委員等)

第 20 条 審議会は、市長が任命する委員 12 人以内をもって組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。
- 5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、政策企画課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第4号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第18号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

大分県男女共同参画推進条例

平成 14 年 3 月 29 日 大分県条例第 23 号
改正 平成 21 年 3 月 30 日 大分県条例第 20 号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、県では、これまでの国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等の実現に向けて、県民一体となって取り組んできたところである。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会制度又は慣行が依然として存在しており、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、活力ある豊かな社会を築くためにも、社会のあらゆる分野で男女が対等にその個性と能力を遺憾なく発揮できる環境づくりが重要である。

ここに、私たち県民は、性別にかかわらず、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を願い、大分の子供たちの未来のためにも、県、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を力強く推進することを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の平等を基礎とした男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる性的な言動(以下この号において「性的な言動」という。)により個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応に起因して当該個人に不利益を与えることをいう。
- 四 ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び配偶者であった者を含む。)間における暴力的行為(身体的又は精神的に苦痛を与える行為をいう。以下同じ。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の

立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が相互の身体の特徴について理解し合うことにより、性と生殖に関する健康と権利を互いに認め合えるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組み、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を行ってはならない。

(公衆に情報を表示する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する場合は、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスその他の男女間における暴力的行為を助長し、又は是認する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ、大分県男女共同参画審議会に諮問しなけれ

ばならない。

5 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 11 条 県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の充実)

第 12 条 県は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 13 条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動とその他の活動とを両立して行うことができるように、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 14 条 県は、法令等により設置された委員並びに委員会、審議会及びこれらに準ずるものの構成員の選任に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 県は、市町村における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等からの意見等の申出)

第 15 条 知事は、県民及び事業者(以下「県民等」という。)から、男女共同参画の推進に必要と認められる意見等の申出があった場合は、適切な処理に努めるものとする。

(調査研究)

第 16 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(市町村及び民間の団体に対する支援)

第 17 条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の報告)

第 18 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の推進状況について報告を求めることができる。

(年次報告等)

第 19 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 大分県男女共同参画審議会

(大分県男女共同参画審議会)

第 20 条 次に掲げる事務を行うため、大分県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 一 第 9 条第 4 項の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- 二 第 22 条第 1 項の規定による県民等からの申出を処理すること。
- 三 男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事の諮問に応じて答申し、及び知事に建議すること。

(組織及び委員)

第 21 条 審議会は、知事が任命する委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(審議会に対する苦情等の申出)

第22条 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に係る苦情又は性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に係る相談を審議会に申し出ることができる。

- 2 審議会は、前項の規定による苦情の申出があった場合は、必要に応じて、県の機関に対し、説明又は県が保存する関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう助言、指導、勧告等を行うものとする。
- 3 審議会は、第1項の規定による相談の申出があった場合は、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で説明又は関係書類その他の記録の閲覧若しくはその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。
- 4 審議会は、前2項の規定により県民等からの申出を処理した場合は、当該申出に係る処理の経過及び結果について、当該申出をした県民等に通知するものとする。

(男女共同参画苦情処理委員)

第23条 審議会に、前条第一項の規定による県民等からの申出に係る事項を専門的に調査させ、又は処理させるため、男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

- 2 苦情処理委員は、規則で定める場合には、前条第2項から第4項までの規定にかかわらず、同条第2項から第4項までに規定する審議会の権限に属する事務を処理するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。
- 3 苦情処理委員は、前項の規定により県民等からの申出を処理した場合は、次の審議会の会議において報告するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第3章の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により定められている男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日同第 160 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求め

なければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
 - 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
 - 3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
 - 4 第 1 項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第二号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第 1 条の規定

により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第 1 項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第 1 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第 1 項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第 4 条第 2 項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 5 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第 3 項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第 24 条第 1 項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第 3 項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号
改正 令和元年 6 月 26 日 同第 46 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等(第 2 条の 2・第 2 条の 3)

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等(第 3 条—第 5 条)

第 3 章 被害者の保護(第 6 条—第 9 条の 2)

第 4 章 保護命令(第 10 条—第 22 条)

第 5 章 雑則(第 23 条—第 28 条)

第 5 章の 2 補則(第 28 条の 2)

第 6 章 罰則(第 29 条・第 30 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」とい

う。)は、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第 9 条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第 9 条の 2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第 10 条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第 12 条第 1 項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第 18 条第 1 項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に

置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる

申立ての時における事情

四 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治 41 年法律第 53 号)第 58 条ノ 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第一号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第 18 条 第 10 条第 1 項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手

方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第二号、第 12 条第 1 項第一号から第四号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令(前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第 1 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項(第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 7 条、第 9 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第四号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成 16 年 6 月 2 日法律第 64 号）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第 10 条第 1 項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 月」とあるのは、「2 週間」とする。

（検討）

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

附 則（令和元年 6 月 26 日法律第 46 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第 4 条 前 2 条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第 8 条 政府は、附則第 1 条第一号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 2 項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形

態並びに同法第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第 1 項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第 1 条第一号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
改正 令和元年 6 月 5 日同第 24 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
 - 第 2 章 基本方針等(第 5 条・第 6 条)
 - 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針(第 7 条)
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等(第 8 条—第 18 条)
 - 第 3 節 特定事業主行動計画(第 19 条)
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表(第 20 条・第 21 条)
 - 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第 22 条—第 29 条)
 - 第 5 章 雑則(第 30 条—第 33 条)
 - 第 6 章 罰則(第 34 条—第 39 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び

第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

- 一 第 9 条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第 9 条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第 12 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 29 条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第 13 条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。))については、第 8 条第 1 項及び第 7 項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第 14 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

- 一 第 11 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。
- 二 第 12 条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。
- 三 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員であ

る中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に

占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 24 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求

め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第 1 項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第 1 項に規定する一般事業主又は第 20 条第 2 項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第 7 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第 34 条 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 2 項(第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章(第 7 条を除く。)、第 5 章(第 28 条を除く。)及び第 6 章(第 30 条を除く。)の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定(同条に係る罰則

を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第五号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。))の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。))の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

二 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 7 条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

国東市男女共同参画審議会委員

(任期：令和3年5月8日～令和5年5月7日)

氏名	区分	備考
伊美 哲二	人権関係	会長
西田 文代	商工会関係	副会長
糸永 和人	企業関係	
佐藤 健	学校関係	
平山 亜美	農林水産関係	
徳丸 由美子	女性団体関係	
峯 榮揮	主任児童委員	
馬道 淳菜	地域	
宮園 美加	一般	
重吉 喜一郎	一般	
中島 健博	一般	
長尾 恵利華	一般	



第3次国東市男女共同参画計画

令和4年5月 発行

問い合わせ先

国東市 政策企画課 企画係

〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川 149 番地

電話：0978-72-5161

FAX：0978-72-5022